
出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	平間 春雄	君
会 計 管 理 者	村上 正広	君
総 務 課 長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財 政 課 長	水戸 敏見	君
税 務 課 長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福 祉 課 長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	菅野敏明	君
都市建設課長	大久保政一	君
上下水道課長	加藤克之	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	相原健一	君
地域再生対策監	宮城利郎	君
税収納対策監	小笠原幸一	君
公共施設管理監	小野宏一	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	加茂和弘	君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜	君
--------	------	---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第2号)

平成23年9月6日(火曜日) 午前9時30分 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

- (1) 佐々木 守
- (2) 白 内 恵美子
- (3) 森 淑 子
- (4) 安 部 俊 三
- (5) 佐々木 裕 子

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において15番加藤克明君、16番大沼惇義君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

6番佐々木 守君、直ちに質問席において質問してください。

〔6番 佐々木 守君 登壇〕

○6番（佐々木 守君） 6番佐々木 守。

3点、質問通告をさせていただきたいと思います。

第1点目、平成23年度に計画されている事業は予定どおり進むのか。

第2回定例会で平成23年度の事業計画の進捗状況について質問しましたが、今年度の事業は槻木中学校校舎新築事業、北船岡町営住宅2号棟建設事業、槻木・西船迫両保育所の大規模改修、船岡城址公園整備事業を含む社会資本総合整備事業等が計画されております。槻木中学校校舎新築事業については詳しく説明を受けましたが、その他の事業については計画どおり進んでいくのかどうか憂慮しております。災害による影響でなかなか思い通りに計画が進まないのか、政府による影響で計画どおり進まないのかを含めて回答いただければと思います。

1) 今年度に計画されている事業は計画どおり進むのか。

2) これまでにも災害関係も含めて補正予算が組まれ可決されているが、事業が進まず繰り越し等にならないのか。また、上下水道の災害復旧工事の進捗状況は。

3) 町民も第5次柴田町総合計画の第一歩に期待をかけています。美しいまち創造プロジェクト、食と農による地域づくりプロジェクト、タウンセールス推進プロジェクトの現在の進捗状況は。

大綱2番目、**幼児保育型児童館の平成25年度廃止後の対応について。**

幼児保育型児童館（西住児童館、三名生児童館、柴田児童館）が、平成25年度に廃止される予定ですが、廃止後の対応についてはまだ決定されておらず、住民に対して2案の提示をして説明を行い、意見を求めているところだと理解しています。しかし、子ども・子育て新システムに関する政府方針がまだ決定していない現在、町としても住民に理解を求めるのは無理があるのではないかと思います。見解をお聞かせください。

1) 平成25年度末に幼児保育型児童館の廃止を予定しているが、平成26年度以降の対応をどう町として検討しているのか。

2) 子ども・子育てシステムに関する政府方針が平成25年度末までに出ないときはどのように対応するのか。

3) 私立幼稚園にすべて移管あるいは委託することの検討はどうなったのか。

大綱3番、**福島第一原子力発電所事故による放射能への対応は。**

町民の放射能への関心度は、ますます高くなってきていますが、従来の測定・周知について対応が変わった点があればお知らせください。

1) 測定の方法や周知について。

2) これまでの方法での対応で大丈夫なのか。

3) 測定場所の増や測定器の増を検討しているか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木 守議員、大綱3点ございました。

皆さん聞こえますでしょうか。きのうは聞こえないという話だったので、聞こえるということでございます。

それでは、第1点からまいります。

平成23年度に計画されている事業でございますが、3点ほどございました。順次お答えしてまいります。

初めに、槻木保育所、西船迫保育所の大規模改修については、入札を経て工期を12月20日までとした請負契約を7月20日にそれぞれ締結し、工期内完成を目指して進めております。

北船岡町営住宅2号棟建設事業につきましては、3月に契約しましたが、東日本大震災の関係から施工業者と協議し、2カ月間工事を中止いたしました。7月23日に地域住民への工事説明会を行い、8月から仮囲い等準備工事を進め、9月初旬からくい打ち工事を開始することとしております。また、工事の完成時期は平成24年8月までを予定しておりましたが、工事一時中止の関係から詳細に工事工程を検証した上で、変更を行う予定としております。

次に、船岡城址公園の整備を含む社会資本総合整備計画は、今年度新規採択を受けて第2回定例会において予算組み替えを伴う補正予算を認めていただきましたので、8月19日に平成23年度の社会資本整備総合交付金交付申請手続を済ませております。現在は交付決定後の工事実施に向けて船岡城址公園の擁壁工事、途中がけ崩れの心配がある擁壁工事ですね、工事を含め道路改良工事やバリアフリー工事などの発注準備を鋭意進めているところでございます。

昨日、舟山議員にお話し申し上げましたが、この社会資本総合整備計画の中に一目千本桜と船岡城址公園を結ぶさくら歩道橋、連絡橋と言っておりますが、長さ94メートル、幅3メートル斜張橋で計画することになっております。来年度実施設計、平成25年度平成26年度で工事を進める予定にしております。

次に、道路改良事業の町道四日市場1号線町道上名生3号線、これはリコー周辺の工場付近でございます。繰り越し施行中ですが、めどが立ちましたので、順次平成23年度の発注業務を行ってまいります。計画どおり四日市場1号線は平成25年度完成。上名生3号線は、平成24年度に完成させる予定です。町道富沢16号線につきましては、現在は全体全長2,500メートルの測量設計と地質調査を繰り越し作業中でございます。大震災の影響を受けまして実質測量作業は8月からとなりましたが、作業促進を図り平成23年度事業への影響を最小限にして計画どおり進むよう努力し、平成24年度から用地買収にかかりたいと思っております。

2点目。事業計画が進まず事業繰り越し等にならないかという点でございますが、今年度の工事にかかわる補正予算は多くが東日本大震災に関連する事業となっております。事業

量が膨大なこともあり、平成23年度での完結は難しいと判断しており、明許繰越等も含め計画的な事業展開を考えております。平成23年度平成24年度の2カ年をかけて復旧事業を進めてまいります。

次に、上下水道の災害復旧工事の進捗状況はについてですが、まず水道につきましてはすべて災害復旧については終了しており、現在今後の地震対策として応急給水のための施設や設備を整えている最中で9月末には完成する予定となっております。下水道につきましては災害復旧事業の査定が6月中に終了しましたが、復旧延長が約12キロメートルにも及ぶことから災害復旧補助事業の対象外となる道路舗装の復旧部も含め、数量の再精査を行い実施計画を取りまとめているところでございます。今後発注に際して、国の許可や入札期間等を考慮すると11月ごろの契約になると考えております。工事量が大きくなることから当然年度内の完了は困難であり、明許繰越を前提として進めざるを得ないと考えております。平成24年度内の完成を予定しております。

3点目。美しいまち創造プロジェクト等でございます。

美しいまち創造プロジェクトでは、大きくは船岡城址公園や白石川堤をいろいろな花で飾る公園整備と、オープンガーデンの推進が柱となっております。特に、白石川堤と船岡城址公園を結ぶさくら連絡橋、先ほど申しました、さくら連絡橋による回遊ルートの整備や白石川堤の一目千本桜景観形成事業、また船岡新栄地区の公園整備、これは4号、5号、6号公園がございしますが、1点目でお答えしたとおり今年度新規採択を受けた社会資本総合整備計画（市街地整備）の中で個別事業として明確に位置づけられましたので、今後整備計画に基づいて適切に事業執行してまいります。

オープンガーデンにつきましては昨年5軒の協力者と協働で実施いたしましたが、本年度は10軒の参加に加え昨年度町民と協働で設置したコミュニティーガーデン花の丘柴田の11カ所で開催し多くの来場者でにぎわいを見せました。また、町中を花々で飾る、彩る風景を創設するため、一人でも多くの町民に花の知識を得ていただくために昨年より開催しているガーデニングスクールも本年は47名、昨年は20名でしたが、本年は47名の参加申し込みがあり、着実に花のまち柴田が町民に受け入れられていると思っております。

次に、食と農による地域づくりプロジェクトについてですが、里山ハイキングコースのガイドブックを平成22年に発行し、今年度は深山コースと猪倉山コースに道標や案内板の設

置を進めております。他のコースについても年次計画で整備しますが、6コースとも歩きやすいように草刈りや下刈りを実施しています。

地場産の食材を使いました農村レストラン開設に向けた取り組みを現在上川名地区で展開をしております。柴田の花弁として新たに平成21年度から取り組んでいるトルコギキョウは、栽培農家が9名から19名となり栽培面積も50アールとなり、県内一の産地とブランド化を目指し着実に確実に進んでおります。農家44人のご協力によりまして農産物直売所利用組合「結友」が設立され、5月にオープンした柴田町観光物産館「さくらの里」に新鮮な野菜や弁当などの加工品を出荷していただいております。新たな農産物直売所として少しずつではありますが、認知度が高まってきております。富上地区でも直売所開設の動きが出ております。食と農による地域プロジェクトは昔ながらの結いなど相互互助精神を大切に集落づくりが重要だと考えております。農村集落の高齢化や若者の流出で江払いなど集落の共同作業が維持できなくなっている集落がふえてきておりますので、集落の農地農業や里山は集落で守るということを基本に据えるためにも、昨年に引き続き農村集落担当職員制を設けJA等の農政機関と連携しながら地域づくりを含めた集落営農に積極的に取り組んでまいります。

次に、3本目の柱、タウンセールス推進プロジェクトについてですが、現在地域資源を活用したニューツーリズムルートの構築の調査業務について発注の準備を進めており、9月21日に入札を実施します。業務の概要としては町内観光モデルルートの検討、タウンセールスパンフレットの原案作成、モデルツアーの開催などを住民参加のもと策定していくこととしております。また、柴田町のイメージキャラクターを作成するため広報紙や町のホームページに募集を掲載し、9月15日から11月15日までの期間でデザインを公募するとともに、町の重点プロジェクトの取り組みを周知し住民とともに進めるタウンセールスを町内外にアピールしてまいります。

次に、幼児型児童館の平成25年度廃止の対応についてでございます。3点ほどございました。

1点目。平成25年度末に幼児型児童館廃止後の平成26年度以降の対応をどのように検討しているのかということでございます。

幼児型児童館、わからない方もいらっしゃるのですが、改めて申し上げますが、西住児童館、三名生児童館、柴田児童館、この三つでございます。平成26年度以降の対策については、8

月19日に開催していただきました第11回議員全員協議会でお示しいたしました二つの案を基軸に取り組んでまいります。

一つの案、幼児保育型児童館廃止後の入所対象児童については町内幼稚園に入園していただきます。廃止後の施設については、自由来館型本来の児童館として運営し、地域の中の身近な集える場所として子育て相談や情報提供を行い地域の子育て家庭の支援を行っていくとしたものです。

第2案は、政府が決定した子ども・子育て新システムに基づく幼保一体化施設、仮称でございますが、こども園総合施設、これも仮称です、の創設と槻木地区の幼児教育施設の確保策として廃止後の柴田児童館の施設を民間に貸与し、民間によるこども園（仮称）、幼稚園の運営に移行していくというもので、三つの幼児保育型児童館を廃止し、二つの新たな施設を運営していくとした考え方でございます。

なぜこのような見直しが必要かということをご説明すると、少子化社会、社会構造の変化に伴う就労形態の多様化や共稼ぎ家庭の増加などにより保育ニーズの増加や多様化が進んできている状況の中では、保育士職員を保育所へ集中配置し保育環境の充実を図るとともに、民間でできることは民間での理念を踏まえまして幼児教育についても私立幼稚園との共同、役割分担という視点での見直しが必要であるという考え方でございます。今後、この二つの案を基軸として議会、保護者、地域住民の皆さんの意見を集約し、原案を一つにまとめてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、平成25年度末に向けた移行対策として、公立の保育料と私立の幼稚園の保育料の負担の不公平感の解消に向けた新たな負担軽減策や、利用料金の適正化や私立幼稚園に対する運営費の支援、民間への貸与施設の改修などの検討を行い新システムの総合施設、仮称でございますが、設置の財政支援を調査し対応策の推進を図ります。

2点目。子ども・子育て新システムに係る政府の方針が平成25年度までにできないときはどうするかということでございます。

幼保一体化を進む新たな次世代育成支援のための包括的一元的な制度の構築に向け、平成22年1月29日に全閣僚で構成された少子化社会対策会議において、子ども・子育て新システム検討会議が設置されました。この検討会議のもとに作業グループ及び三つのワーキングチームが設置され協議が行われ、平成23年7月29日に少子化社会対策会議においてこれまで

の議論の到達点として子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめが政府方針として決定されました。政府は今後、平成25年度からの施行に向け中間取りまとめを踏まえて費用負担等の残された検討課題について検討会議等での検討を進め、成案として取りまとめて税制抜本改革とともに平成23年の通常国会に所要の法案を提出するとしています。

ご質問の子ども・子育て新システムに関する政府方針が平成25年度末までにできないときの対応については、三つの幼児保育型児童館は児童館を廃止し、失礼、三つの幼児保育型児童館は廃止し、第1案の自由来館児童館運営の移行に変更はございません。第2案に示した総合施設、こども園につきましては法案が成立しないと設置が困難となりますので、当面は現行制度である認定こども園を視野に入れた検討を行ってまいります。しかし、閣議決定事項である子ども・子育て新システムですので、国の検討会議やワーキングチームの検討内容や所要の法律案など今後の動向を注視しながら、調査検討を行ってまいります。

3点目。私立幼稚園にすべて、柴田町がやっている幼児型児童館を委託する検討はどうかということでございます。

町の幼児保育型児童館の廃止や町内私立幼稚園の現状等について、平成22年度に2回実施しました町内私立幼稚園園長先生との意見交換会では、少子化による定員割れ、町幼稚園や幼児保育型児童館と私立幼稚園との保育料の格差による私立幼稚園における入所者の減などによって、経営悪化への懸念についてのご意見がございました。要するに定員割れして経営が難しくなっていると、私立幼稚園はそういう状況にあるということです。

町内私立幼稚園側では、現施設における入園児童数が定員割れの状況下においては、新たに町の施設の運営を町内私立幼稚園として受託をする状況にはないということでしたので、現在検討を保留しております。

大綱3点目。原子力発電所の関係でございます。3点ございました。

測定の方法や周知の関係です。宮城県では、空間放射線量、水道水、浄水場発生の上、工業用水、農林畜産物、水産物、牛肉、下水汚泥等の放射性物質の測定を実施しております。空間放射線量調査は3月14日から5カ所で開始いたしました。その後4月5日から10カ所で調査をしております。3月16日に山元町で測定されました1.59マイクロシーベルトが最高値でありましたが、順次低下し、9月1日現在では0.08から0.18マイクロシーベルトとなっております。この値は県では健康に影響を与えるレベルではないとしております。水道水につ

いては3カ所で測定し、放射性ヨウ素、放射性セシウムは不検出でございました。ただし、浄水場発生の土につきましては搬出を停止し、場内で保管をしております。

農林水産物の調査結果も公表されておりますが、放射性沃素、放射性セシウムにつきましても不検出または食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質の暫定規制値を下回っております。7月26日県産の牛肉について放射性物質の検査を実施したところ、食品衛生法上の暫定規制を超える放射性セシウムが検出されたことから、7月28日から出荷制限が行われましたが、8月19日付で出荷制限の一部解除が行われております。

次に、平成23年4月1日に宮城県内で採取した水田土壌について、放射性物質の測定結果によりますと、すべて指標値を下回っております。平成23年9月1日に発表の宮城県内で採取した平成23年産米の放射性物質予備調査の結果によると、予備調査19件うち柴田町の分は4点でございます。調べたところすべて不検出でございました。宮城県では随時記者発表するとともに県のホームページ上で公表しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、柴田町における空間放射線量の調査についてお話しします。宮城県から環境放射線測定器の貸与を受け、5月9日から役場で測定を開始し、8月31日まで33カ所で測定していましたが、9月から4カ所ふやし37カ所で測定を実施しております。7月11日から宮城県全市町村の空間放射線量を測定した測定値を宮城県がホームページで公開しておりますが、本町における測定値の大きな変化は見られません。

町独自の調査としては、農林産物としてハウレンソウ、ツボミナ、原木シイタケの調査を実施しており、また学校施設のプールの水質検査や学校教育施設、児童福祉施設及び公園施設の土壌検査を実施しております。空間放射線量や農林産物の測定結果の周知につきましては、町ホームページに測定値を公表するとともに、広報しばたお知らせ版に月2回測定値を掲載し全戸配布しております。また、定点測定値につきましては、毎日県に測定値を報告し県のホームページ上で公開されております。学校施設のプールの水質検査や空間放射線量の測定結果につきましては学校から保護者にお便りでお知らせをしております。また、児童福祉施設の空間放射線量の測定結果についても保護者にお知らせをしております。なお、学校教育施設、児童福祉施設及び公園施設の土壌検査の結果については町のホームページに測定値を公表しております。

次に、この方法で大丈夫なのではないかということでございます。

これまでの空間放射線量の測定調査につきましては定点測定施設2カ所、児童福祉施設8カ所、学校教育施設10カ所、生涯学習施設4カ所、野外運動場4カ所、公園5カ所の33カ所を調査しております。現在町内33カ所の空間放射線量を測定した結果、定点測定値では0.11から0.15マイクロシーベルト、児童福祉施設では0.18から0.28マイクロシーベルト、学校施設では0.14から0.31マイクロシーベルト、生涯学習施設では0.13から0.18マイクロシーベルト、野外運動場では0.16から0.43マイクロシーベルト、公園では0.18から0.37マイクロシーベルトとなっており、宮城県では現在の空間放射線モニタリング結果は健康に影響を与えるレベルではなく、安心して下さいと言われております。町としては測定値に大きな変化も見られませんので引き続き測定調査を継続して実施してまいります。

次に、3点目。測定場所の増や測定器の増を検討しているかでございます。空間放射線量の測定調査につきましては、当初県から借用いたしました測定器1台で測定しておりましたが、その後測定器2台を新たに購入するとともに、文部科学省から測定器9台を借りまして、測定器12台により定点測定施設、児童福祉施設、学校教育施設、生涯学習施設、公園の33カ所の測定を実施しております。さらに9月1日から緊急雇用創出事業により新たに町民環境課に2名の臨時職員を採用し、船迫、成田、葉坂、四日市場、山根地区の4カ所を測定場所に加え、町内37カ所の空間放射線量の調査を実施しております。現時点では測定場所を4カ所増加しましたが、空間放射線量の測定結果に大きな変化が見られませんので、測定器については12台で大丈夫であると認識しております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 佐々木 守君、再質問ありますか。許します。

○6番（佐々木 守君） それでは、大綱1番目からご質問をさせていただきます。

1番目に今年度の計画されている事業は計画どおりに進むのかということで質問をさせていただいているわけなんです、普通の社会情勢であればこういう質問はしなくてもいいのかと思うんですが、東日本大震災の関係で我々がいろいろ計画予定をしてもそのとおりに進んでいかないのではないかとという危惧をしています。特に、工事関係に至りましては特に北船岡の町営住宅の工事も始まりまして、皆さん一安心をしているところなんですけれども、これが順調に予定どおり進むのかということになると心配している方々がたくさんいるわけでございます。というのは、資材、そういったものが順調に請け負った業者側に入っていくのかどうかと、それから今後予算等が順調に国から町へ補助されるのかと、こういうよ

うな心配もされてくるのではないかと思うんです。そういう心配をしなくてもいいということであれば、これは本当に結構なことなんですが、町としてはそういう今計画されている平成23年度の事業については、そういうことに対しては全く心配ないというふうに考えているのかどうかお答えいただきたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 1点目。工事関係について都市建設課長。財政について財政課長。最初に都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） お答えをいたします。

北船岡2号棟であります。これにつきましては資材関係業者と打ち合わせをしておりますが、大きな支障はなく入ってくるという状況でございます。要は、震災の関係で、復旧ということでそちらに重きを置くということで実は2カ月間工事を停止をしました。その影響は工期延期という形で、最終的には8月、平成24年度8月いっぱい完成ですけれども、工期が少し延びるだけという考えでおります。

それから、予算関係で補助事業関係、国の補助ですね。これにつきましては当初予算どおり入ってくると、このように思っております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 特にまた心配されるのは槻木中学校のような大規模工事の場合かなりの金額が町に落ちる形になるんだろうと思います。工事が始まってそれぞれの仕事をするという形になるわけでございますから、それが予定どおりに工事が進まないということになれば、柴田町の経済に対してもかなり影響があるのではないかなと。そういう影響も全く考えなくていいのかということをお尋ねをさせていただきたいと思います。平成23年度、実際には東日本の災害工事が本格的にまだ進まないだろうと。その間にこちらは工事ができれば余り影響がないのかなと、平成23年度についてはですね。そういう考え方もするわけなんです。しかし本当にそう考えていていいのかどうか。そういかなかった場合、柴田町の経済状況はどうなるのかなということも心配しておりますので、わかる範囲内でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず、平成23年始まったんですが、槻木中学校の大規模改修、これについては耐震化の事業でもありますので、災害復旧とどちらが大事という順位性も特につけられないわけですけれども、予定どおり槻木中学校については工事を進めていき

いと思っております。財源的にも補助が入っておりますので十分賄えるだろうと。ただ、あわせて災害復旧については激甚災害を受けて国からの十分な財源手当てがありますので、これには平成23年度と平成24年度、ここで完結したいというふうに考えています。

もう1点つけ加えますが、町内の事業者さん、工事業者さん、財政課の契約主体ですので、気にして大分状況については内容について聞き取りを行っております。現在のところ十分対応できるということです。また、財政の方でも工事の施工の基準を少し緩めております。通常は現場代理人を専従で置くというふうになっているんですが、この状況ですので、兼務2カ所について現場代理人が兼ねるということをやめるような措置を取りまして、できるだけ町内の事業者さんに工事を請け負ってもらおうという算段はとっております。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（佐々木 守君） やはり、この大規模工事に対しては久々の柴田町の事業なので、町民としてもかなりの期待をかけているわけなんですね。これがうまく進行するかどうかによって柴田町の経済が大きくダメージを受けるんじゃないかという心配をされていたわけなんですけど、今の答弁を聞いて平成23年度、平成24年度についても心配ないだろうということで、一安心ということでございます。計画どおりに進むようさらなる精進をしていただいて事業を進めていただければ非常にありがたいと思います。

それから、もう一つ、災害対策、特に上下水道関係、道路関係だと思うんですが、全般の査定が終わったように聞いているわけなんですけど、先ほど町長からもいろいろ説明を受けたんですけども、こちらの災害工事の方は今までの従来の計画よりもっと大変なんじゃないかという心配があるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 最初に、都市建設課長。それから上下水道課長。続けてお願いします。

○都市建設課長（大久保政一君） 災害、国の査定ということで18次査定まで9月24日の週が最終査定ということで現在10次査定まで実は終わってしまっていて、48カ所査定を受けました。査定率でいきますと、大体96から97%ぐらいの査定率、10メートル申請して97メートルぐらい認められていると。残り3メートルぐらいカットされているという状況ですけども、66カ所最終的には受けますが、9月で66カ所のうち18カ所発注予定、そしてその後に10カ所工事関係を発注したいということになるべく早く復旧させて安全に通っていただ

きたいと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（加藤克之君） 下水道の方なんですけれども、下水道の災害の方は6月に査定は終了しました。延長が、正式に言いますと、1万2,373メートルということで12キロを超えるような延長になっているわけですね。短い期間で査定を受けてというふうな状況なものですから、もう一度数量を再度チェックして工事発注に際して間違いのないように今実は実施設計を組んでいる最中です。実施設計を組みますと、査定を受けた時点での値段とか、あるいは今現在設計をしているときの値段とか当然違いがありますし、その結果査定を受けて決まった金額よりも3割なおかつ1,000万円以上の違いのあるときはもう一度国に許可をもらわなくちゃいけないですね。金額が大きいものですから1,000万円という費用もすぐ変わる可能性もありますので、今月の半ばぐらいに設計は固まってくるとは思うんですけれども、その結果によって再度そういう申請ですとか、そういうこともあり得る。なおかつ、入札さらに、議会の案件と、そういうことになりますので、町長が説明したとおり11月ころの契約というふうな形になるのかなというふうに思っています。当然、11月からでは年度内完了はなかなか難しいので、明許繰越を前提に平成24年度いっぱいまで完了させたいというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、ありますか。どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 今説明されたように、柴田町だけが上下水道ダメージを受けているわけじゃないんですね。ほかのところもたくさんそういうところがあるので、ちゃんと計画どおりに国の方が動いてくれてちゃんと本当に金が来るのかと、こういう心配をしている人たちがたくさんいるわけですね。私もその一人なんですけれども、ですから今お話しただいたように11月ころということ、しかしそういうふうに計画を立てても予定どおりいくかどうかということがなかなか難しいというところもあるんですね。本当に工事が始まるのかどうかということを心配している方々もいらっしゃるんで、なんかの形で住民懇談会でもなんでもいいですから、情報提供するような形をとってもらってもう少し安心するんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。例えば、明許繰越なった場合でも事前にそういうことが住民の方がわかっているればもう少し安心してというか、ゆとりを持って工事の推移を見ていただけるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 災害の補助関係になるわけなんですけれども、既に内示という形

では事業費の通常の災害の場合の3分の2、決まった金額の3分の2に対しては内示が既に来ております。当然、激甚災害ですので、8割から9割というふうに補助率がかさ上げされるんですけども、それは災害の事業費が町の税収のどのくらいの割合になっていくのかということが決まらないうと、その率がどのくらいになるというのが決まらないんですね。それは恐らく3月までには決定がされるんですけども、通常の実業費での補助率での内示というのは既に来ております。そういうようなことで、当然実施してもいいようなことになるわけですけども、これらの周知につきましては町の道路関係もありますので、広報紙なりそういう形でお知らせしていきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） ぜひ、そういった計画は計画だからということだけじゃなく、状況が状況なので、やはり相当気をつけながら、そして押すところは押していくという形で計画どおり進めていただくようお願いをしたいなと思います。

それでは、3番目の方に移らせていただきます。

第5次総合計画の中で、美しいまち創造プロジェクトですね、食と農に関する地域づくりのプロジェクト、それからタウンセールスの推進ですね。これに対して、かなり期待をかけた。4月に、新年度に入ってすぐこういう形で予定がされるんじゃないかなと、計画が進んでいくんじゃないかというふうに期待したんですが、3.11の震災で、これもままらなくなっちゃいました。特に、太陽の村には山元町から磯地区の方々が避難されてこられて、7月半ば過ぎに仮設住宅が完成したということでお戻りになりましたけれども、その後も太陽の村を中心に新しく、後半、事業を計画をしていくというふうに聞いていますし、私も何らかの形でかかわっていきたくて考えているところでございます。

特に、この間町長にも招待状が行って柴田町の大震災の早期復興祈願、それから災害でお亡くなりになられた方々の供養を重ねて今後の柴田町の発展を祈願して山伏の葬列が行われたわけですね。それに町長も出席したんですが、一町民の方々がそういう願いを持ってそういう行事をやるということに関して、本来であれば町挙げてやるべきものなのかなと考えたわけなんですけれども、出席された町長としてはご感想をお聞かせいただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町、山伏の行列というのはなかなか見る機会がございませんでした。そういった意味で、山伏をご招待しまして、震災の復興並びに亡くなられた方々の慰

安ということをやられたと、大変企画としては素晴らしい企画ではなかったかなというふうに思っております。

そこで、私もそのときにご祝儀を持っていくかどうか実は悩んだんですね。実は宗教行事でございましたので、結果として秘書さんと相談してご祝儀は持っていきませんでした。ということはやはり、不動講というんですか、あくまでもお寺の行事から抜け出ておりませんでしたので、それで町民全部にというのは無理があったのではないかなと、それがお寺から離れてそういう山伏を中心に震災復興とか慰霊ということであればまた別の考え方もあったんですが、出発点がお寺の講の方々だったものですから、なかなか町全体の行事ということにいかなかったということをご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） おっしゃられるとおりで、一お寺の講員の方々もちょっと難しいと思うんです。ただ、これを機会にして、山伏行列に対しての観光的な要素を含めた行事をしている町、それから市がたくさんあるんですよね。例えば近くですと、七ヶ宿町さんが8月にそういった慰霊祭を兼ねましてやっておられますし、これが例えば太陽の村と何か合同企画でもできて一つの柴田町としての観光の目玉となればということも考えられるわけですね。その辺、今後町としてはどういうふうに、この間のあれを、観光課長も出席して見られたわけでございますので考え方がいろいろあったと思うんです。感想があれば聞かせていただきたいと、お願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答え申し上げたいと思います。

確かに、盛大な行列の中でやはり地域の皆さんも沿道に出てかなり見ていたというようなことの報告と、写真等で確認はさせていただいておりました。

ただ、やはり今回の発起というようなところが慰霊と講の延長の中の行事というようなことで地域のきずなというようなところの発着点があったのかなというように感じております。それを今後観光に結びつけるにはもう少し、やはり地域との連携もさることながら今後の継続的な地域の支援が受けられるかどうか、こういうような課題もかなり散策しているような感じがあります。その辺ももう少し町としても整理をさせていただければと考えています。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 今、余談的な話をさせていただいてまことに申しわけなかったんですけども、今後の観光行政に入っていくにはいろんなやり方があるんだということ。それから、いろんなことをやることによってまた柴田町が進めている観光の町あるいは花のまち、こういったものを全部完成させていくためにはいろんな試行錯誤がたくさんいるんだろうと思うんです。それが実際に完成するまでには結構長い年月がかかるんだろうと思うんです。だから、そういうことで創意工夫をどういうふうにしていけばいいのかということが最も大事なことはないのかなというふうに思ったので、実は質問させてもらいました。

その中で、これも一生懸命太陽の村の方でやっておられるんだと思うんですけども、例えば稲刈り体験、9月ですね。それから、ユズ収穫体験。11月ですね。満杯になりました、締め切らせていただきますということですね。ホームページに出ているわけなんですけど、定員が何名で募集されてどういう形で実施されているのか詳しいこと載っていませんでしたので、教えていただければありがたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 9月の農作業体験ということでは、実際に農家に水田に行きまして、稲刈りを子供たちに、親子なんですけれども刈っていただきまして、宿泊して次の日そば打ち体験ですか、そういう体験学習をやるという計画でございます。これまでもそば打ち体験、タケノコ掘りですか、ジャガイモ掘り、もちつき体験ということで以前から太陽の村で実施してきておりますので、食と農ということでは体験学習的なものを着実に広げていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） こういうタイトルがついているわけですね。農村と都市との交流を進める里山ハイキングコースというようなことがあるわけなんですけれども、この中身を検証しますと、柴田町の農村部には地域資源、自然、景観、歴史、伝統文化等がたくさんあります。農林業によって培われた美しい田園風景や里山の自然景観を保全し再生するとともに農村と都市の交流を進めるため、柴田町里山ハイキングコースガイドブックを作成しました、というような形でなっていますね。6コース作成されているいろんな形でホームページには載っているんですけども、ただ、ホームページになかなか使えない方にとってはどういうアピールをされているのかということも気になったものですから。今ホームページ以外のやり方をどういうふうに行われているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 里山ハイキングコースにつきましては平成22年度でコース設定なりをしたわけですが、PRにつきましては平成23年元旦、ポスターを全戸に配布しております。その後6コースの詳細なガイドを兼ねたハイキングガイドブックということで3,000冊ほどつくりまして、生涯学習センターなり仙台市等希望する方にほぼ、残り少ないんですけども、そういう形で配布をしているということでございます。今後生涯学習課、それから、槻木生涯学習センターで今年度ハイキングを募集しまして実施するというのを聞いております。それから、観光物産協会の方でも昨年と同じように募集しまして、コースごとに案内して歩くということで、三つで今考えられておりますので、個人的に歩いている方も大分いるんですけども、広く、1人では歩けない方を募集しまして実施するというところでございます。

それから今後、なかなか、農政課サイドで設定したものですから、なかなか案内人がいないということで、農政課と生涯学習課、連携しまして里山ハイキングモデルコースのガイド養成講座というんですか、そういう講座を開催しまして、各グループ等で案内してほしいという場合のボランティアガイド、有償ボランティアガイドを育成するような講座も今年度中に実施したいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 実は、オープンガーデン、柴田町で始まって2年目に入って盛況だと思うんですけども、5月、6月非常に静かなブームを呼んだんですね。どういうことかという口コミなんです。こういうお宅の庭がきれいだというようなことが口コミでどんどん近郊の町まで伝わりまして、お出かけいただいた方がたくさんあるということなんです。

そういうことを耳にすると、やはりせっかくハイキングコース、6コースも設定した場合に、これも静かなブームで知る人ぞ知るという形になっているわけなんです。ですから本来は、近郊の町から来た人たちのためにして、例えばハイキング愛好会みたいな何かがあって地元の人たちと懇談するとか、そういうような企画、あるいは一緒に、地元の人たちと共にハイキングロードを歩くというような形の企画があってもいいのかなど。そのために先ほどありました稲刈りの体験学習とかそれからユズの収穫体験というようなことを協賛をさせてもらったわけですね。そういうことをせっかくやっているわけなので、こういったハイキングロードに対しても、あるいはそういった何かの仕掛けができないのかな

と思うわけなんです、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今、まちづくり政策課の方ではタウンセールスというように、柴田町における交流人口の拡大のために柴田町にどのような資源があるかというようなものを町民の皆さんと、専門的な業者のお知恵を拝借して今年じゅうにその計画を立てていこうというようなところで今進めているところです。そういうような中においてやはり柴田町の資源としてあるものは歴史的なもの、農産物的なもの、地形的なもの。こういうようなものを一つ一つ町民の皆さんと一緒にしながら、現地に行って資源を開発してそれを一つのニューツーリズムという形でパンフレットに整理をして、今後の町として活用を検討したいというような一つの方針としてこれから準備を進めていくということで、先ほども町長が答弁申し上げておりました。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（佐々木 守君） ぜひいろんな企画をしていただいて進めてもらいたいと思います。せっかく観光物産館もオープンして野菜その他もお店に並ぶようになったわけですから、その野菜とかそういうものをつくっていく方々のところに見学に行ってみようかというようなことも多分可能なんじゃないかなと思うんです。そうすると買う側と提供する側のコミュニケーションがとれてまた新しいそこにつながりができるのかなと、このようにも考えますので、ぜひともいろいろ企画をしていただいて、前半はやはり震災の関係で計画が滞ったことはあると思うんですけれども、9月に入ってあと半年間あるわけですので、ぜひ頑張ってくださいと、このように思います。

次に、大綱2番目の幼児保育型児童館の平成26年度廃止の対応についてお伺いをさせていただきます。

実は、我々も全員協議会で説明を受けたんですけれども、説明を受けた我々議員だけじゃなくて、出前講座とかそういうことで地区ごとに町の係の方をお呼びして説明をしてもらうというような出前講座的なものがあるわけなんです、それにもやはり柴田児童館なんかの場合、槻木地区の方々が中心だと思うんですけれども、意見交換会があったようなんですね。その場合に住民の方々からどういうご意見が出たのかお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） お答えいたします。

出前講座でご要望がございまして、幼児保育型児童館の廃止についてということで、行いました。実施日が6月29日10時からということで、震災前にご要望があったんですけれども、震災の関係で6月になりました。18名ほどの皆様がいらっしゃったわけなんです、柴田児童館を卒業されたお子さんの保護者でありますとか現在通っているお子さんの保護者とかという皆様で18名ということになっております。その中で、質問の内容につきましてはどういう町の方向性になっているんでしょうかということが主な内容でございます。あとは、財政支援的なことで、今どういう検討をされているんでしょうかというようなこと、あとは廃止後になった後の子供たちはどのように進めばよろしいんでしょうかねというようなことのご質問でございました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 廃止するということは大体住民の皆さんもわかっていたようなんです。廃止はいいんだけど、ちゃんとした形の児童館ができるのと、どういうふうな計画になっているのということがよく理解できなかつたみたいなんです。特に、第1案、第2案という形で提示されておられるように、今現在検討中、しかも国での決定がまだわからない。確かに、今平成23年ですからまだ3年あるんじゃないかと考えてしまえばそうなんですけれども、しかしお子様を持つ親の方でなれば3年というのはすぐだと思うんですよ。だから、それがある程度計画とか町の方針なりが見えた段階で説明会を開いてもらうような形にしてもらえばありがたかったかなという意見もあるわけなんです。それであれば、どうすればいいか意見を聞きたいという場であったならもう少し理解ができたという方もいらっしゃるわけですね。その辺に対して、町の方としてはどういうふうに対応しようと考えられたんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ただいまのご質問は出前講座についてということでございますね。

出前講座というのは町がそもそもいろいろなテーマを設定させていただいておまして、例えば子ども家庭課でしたら子育て支援策について聞きたいんですということでご要望があればそれについて説明をする、現状を説明をする。または今後のご質問に対しての方向性について説明するというご要望でございますので、当然ご意見もご質問も受けますので、そのやりとりでは私の方で、私はたまたま別件ありましたのでこの日は伺えなかったんで

すけれども、報告の中では皆様のご理解はいただいているという、いただいた方が多かったです。やはりその後の不安と申しますか、保育料とかそういう面での不安をいただいた方もいらっしゃるというふうには聞いております。ですから、出前講座では一方的にこちらが話すということではなくて、ご要望に対してのご質問にお答えするとか、そういうやりとりでございますので、それは変わっていないかと思うんですけれども、よろしく願います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） その説明の中で、一つは政府案の子ども・子育て新システム、こういうのは平成26年までには政府もきちっとした形が打ち出されるものと思いますけれども、平成26年で、平成25年で柴田町としては廃止する形、平成26年から新年度に入ってくるという形にしていますので、政府がその答えが出なかったときには町としてはどういふふうにするんだということも腹案は一応は出ているんですね。それはどういうことかという、槻木地区では施設を対応させて民間委託というような形なのかどうか、とにかく別組織で運営したいと考えておられるように私も受け取っているんですが、その辺はやはりこれからの検討ということに考えてよろしいのでしょうか。それとも、一応そういう方向で進むという考え方でいいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） そもそも、幼児保育型児童館というものにつきましては、議員の皆様方にもご説明申し上げてきたとおり、議会の中でもご議論いただいてきた経過がございますが、本来根拠法が設定されていない。以前農繁期にそういう従事中の期間に子どもを見る施設がないということでスタートさせて、柴田町が、スタートさせてきた制度でございまして、これまでの間にもたびたび児童館でありましたり、羽山児童館でありましたり、幼児保育型児童館として運営してきた施設も統廃合という皆様のご理解をいただいて推移してきたという経過もございます。そういう中では、今後の政府案についての取り扱いについては、先ほど町長が申しあげましたように第1案ということに移行することには基本的には考えているんですが、もう一つの案としましては認定こども園という現行制度でございまして。これはなぜかと申しますと、今保育所の方の需要が求められている中で、やはりそちらの方の施策を優先しなくてはならないんじゃないかという考え方に基づくものでございますので、そういう考え方でいくということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 町長の説明にもあったように今私立幼稚園の人員減少、経営状況が人数が減った場合になかなか大変だと、そういう状況のもとでは民間に対して、あるいは私立幼稚園に対して支援するという形からもそういう対応をとるということも説明されているわけですね。前にはやはり、私立幼稚園の園長さん方との懇談は継続していくということもお話しされているわけですね。そうすると、槻木地区のようなこういう民間に対するこども園、仮称になっていますけれども、こういうものをつくるというような場合には、今継続されているその懇談会で園長さん方とお話し合いが町長がされているのかお聞かせいただきたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 幼児型児童館の廃止問題は、行政改革の流れで町が提案した際に議会にも十分特別委員会を設けていただきまして、その提案は幼児型児童館については順次民間化というような結論が出たんですね。それで、順次ということでございましたので、一番定員割れがしてございました西住から説明をさせていただきました。ですけれども、保護者の方からは説明が遅いと、それからもう案を決めてきてしまっているというご批判をいただきました。それで、この西住児童館の存続の請願が出されました。本来であれば、議会で認めていただいた以上、請願は否決というのが私は当然だと思ったんですが、住民の意向を踏まえまして町の対応もちょっと遅かったものですから、議会側ももう少し考えなさいということで、請願が採択されて延び延びになっていたということでございます。その間に、国の状況が変わりまして、子ども・子育て新システムの中間報告が国で決まると、それから民間の幼稚園定員割れが現実的になったと。平成19年当時検討していたときにはまだ民間の幼稚園の定員割れというのがなかったんですね。ここに来て大幅に幼稚園の定員割れが始まった。幼児型児童館も定員割れ。民間の幼稚園も定員割れ。柴田の町長は全体を見なきゃいけないということで、まずは議会に案を決めるのではなくて、今考えられる案、1案、2案を示すとともに町民にも二つの案を早目から説明して意見を集約した中で、全員納得というわけにはいきませんが、おおむねやむを得ないという方向で結論を出したいということでありますので、議員ご指摘のとおり法律は決まっていらないのになぜ出すのだというお話もあるんですが、決まってから出すとまた同じことの繰り返しになるものですから、初めから情報提供して、来年平成24年度の秋ごろには議会に提出したい方向で1年かけてやりたいというふうに思っております。ですから、これからは保育所、それからゼロ歳から3歳未満のこれが多くなってきております。ですから、その対応をしな

やないということで私としては総合施設こども園、こちらの方は役場が責任を持たなきゃないだろうと、それからこども園の中でも旧来型の幼稚園、これは民間がそのまま残る可能性もありますので、そちらの方には支援をしていくというふうに考えております。ですから、第1案で、第1案がもしよろしいということになると全員民間の幼稚園に行きますと460名ですね。多分現在移行することになります。そうしますと、今まで幼児型児童館3館ございますので、3館の施設の整備員運営費プラス保育士さんが保育所の方に戻ってきますので、戻ってきた分臨時さんを雇わなくていいので財源が若干浮いてくるんですね。それを幼稚園と今柴田町で運営している幼稚園、幼児型児童館は6,800円だったと思うんですが、その差が3,000円あるんですね。これを補てんして民間も柴田町の同じ幼児教育にかかる分は同じにしていこうと。ですから、浮いた分はすべてその格差是正に使えるというのが第1案です。第2案は新たな施設をつくらなければなりませんので、そういう補てんの幅が、支援の幅が余りできないのかなと。ですから私としては皆さん納得していただく民間で歴史のある浄心さんであり、たんぽぽさんであり、熊野さんでございますので幼児教育についてはどちらでいっても子供たちには影響はないと。問題は、廃止した場合に柴田児童館の保護者の代表と、それから町長へのメッセージをよこした千葉さんと懇談をしたんですが、直接懇談をしたんですが、やはり子供がどこに行ったらいいのか、その不安感と、料金がどうなのか、その不安感なので、じっくりお話をさせていただきまして、町長の考えも少しわかったというふうに言っていたので、少し安心しております。

もう一つは、園長先生方にもやはり事情を説明して本音でお話してくださいと言いましたら、やはり経営が若干苦しくなっていると。できれば、町での幼稚園運営については、それ以上は言いませんでしたけれども、言いませんでしたけれども、保育所の方というニュアンスが強かったと私は受けとめております。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） ぜひ、一方的にならないように地域住民の方々によく理解を得られるようにご説明をして納得していただけるように進めていただきたいものと、このように思います。

では次に、第3問目に移らせていただきます。

福島第一原発の問題ですけれども、放射能についてはいろいろ騒がれているわけですが、特に福島だけが突出していろいろ報道されるものですから、ほかには放射能問題が

存在しないかのような形に受けとめられているところがあるんだろうと思うんですね。そういうことでは決してないので、放射能はどこでとまるという全く規定もありませんし、そういう意味で対応をどういうふうにしていくかということが非常に大事なのかなと思います。町長の方から、4カ所ほど測定場所をふやしてやっていますという答弁いただいたんですけども、4カ所、どこどこふえたんでしょうか。教えていただければ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 4カ所につきましては、9月1日から新たに加えたものでございます。船迫、成田、葉坂、四日市場山根地区、この4カ所を新たに測定場所として追加して現在測定を実施しているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 学校関係については、かなりモニタリングが多く箇所でやられて浸透していると思うしお知らせ版とかそういうところで、前言ったように住民に提示されていますので、わかるんだよね。さらにやはり、計測を強めていただいて、測定器も最初は1台だったのが12台までふえたというようなお話も聞いていますので、もっと細かくできればやってもらえればと思いますけれども、今学校現場でやっておられることで何か支障があるというか特別に変化があったというような学校等はあるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 学校では、9台の簡易測定器を文科省の方から借り受けまして各学校で独自に放射能の測定を行っております。校庭を初め、校舎の中とか遊具の付近、それから草むらとか考えられる場所については各学校それぞれ計測を行っております。それで、当初は0.3マイクロシーベルトを超えるような状況でしたが、最近では0.2台になっていますので、当初から比べれば徐々にではありますが放射能は下がってきているというような感じを受けております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 特に、稲わらの放射能の問題があって、何も福島だけじゃないんだということがクローズアップされたと思うんですけども、そういうことで牛肉が出荷停止というような形になったわけですが、いろいろ野菜とかその他も問題にはなっているんですけども、今やはり米が大問題になっておまして、8月26日、四日市場、槻木、葉坂、上川名、上名生。こういうところで測定をされたということなんですけども、坪刈りと称して稲わらを刈ってその測定をするわけですけども、その場合に放射能検出されなかつ

たということで皆さんほっと胸をなでおろしているわけなんです、その中で今度は収穫した米の予備調査が行われる。多分、それも不検出、検出されないだろうというふうに期待をしているわけなんです、一番問題なのは風評被害、これが今農家の方々が一番気にしているんですが、町としてはどういう対応を考えておられるのか教えていただきたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 米の検査につきましては、今議員さんおっしゃいましたように予備調査につきましては町内5カ所ともすべて不検出でありまして、今度は本調査ということで10日に5カ所の地点で収穫しまして玄米を2キロ抽出して不検出であれば出荷可能ということで、予定では15日ころにはJAさんの方に集荷できるような体制になるかと思えます。

それで、多分不検出になるかと思うんですけれども、議員おっしゃるように一番問題なのは風評被害ということでございます。例えば、福島の桃も実際は基準値以内になっているわけですけれども、価格が去年の半分以下とか売れないということで、安全基準を満たしても売れないという状況がありますので、なかなかこの風評被害を町単独でどうのこうのというのは非常に厳しいとは思っております。ただし、米についてはJAさんがほとんど集荷するわけですけれども、全国農業連合会ですか、全農を中心に町も宮城県、それから自治体、連携してできるだけ去年よりも価格が上がるような方策で取り組んでいきたいというふうには思っております。ただしこれは、福島、宮城、周辺についてはなかなか実際には価格が上がるようなのは厳しいかなと思っております。四国産とか関西の方の米につきましては、既に前年より10%から15%去年の米が少ないということもありまして、かなり高く取り引きされるという状況なのですが、宮城県産米については全県不検出になってもなかなか厳しい状況ではないかと思っております。

○議長（我妻弘国君） 佐々木守君。

○6番（佐々木 守君） 以上で質問を終わりますけれども、風評被害に対しては今後ともよろしく願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて6番佐々木 守君の一般質問を終結します。

ただいまから休憩いたします。

再開は11時10分になります。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番白内恵美子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔17番 白内恵美子君 登壇〕

○17番（白内恵美子君） 17番白内恵美子です。2点質問いたします。

1点目、**放射能汚染から子供を守る対策を。**

文部科学省は、7月20日に放射性物質の航空機モニタリングの測定結果を発表しました。県内では、原発から80キロメートル圏内の仙南地域とホットスポットとなった栗原市が高い値を示しています。栗原市では、空間線量の高かった学校で夏休み中に汚泥の除去や土壌の入れかえなどの除染作業を行いました。

私は、6月定例議会で「町として子どもを守るために最大の努力をすべきではないか」と質問しました。「学校では可能な限り子どもたちの被曝を軽減するよう対応する」との答弁でしたが、この2か月半の間にどのような対策を実施したのでしょうか。

角田市では、8月19日、農作物や土壌の放射性物質を測定する器械を購入し、9月上旬から市が独自に測定すると発表しました。大友市長はきちんと検査をし、「安全安心な角田ブランドを守りたい」と話したとのこと。また、角田市では、市内を1キロメートル四方で141カ所に区切り、放射線量を測定し、放射線量分布マップを作成しました。今後も月1回測定し公表するとのこと。このマップを見ると、部分的に高いところがあるのがよくわかります。柴田町では測定器の購入やマップ作成についてどのように考えているのでしょうか。

子供たちを放射能汚染から守り、住民が安心して暮らせるよう、次の質問と提案を行います。

- 1) 6月以降、子どもの被曝を軽減するためにどのような対策をとったのか。
- 2) 学校や保育所等への放射線量測定器の配布は進んでいるか。
- 3) 学校等で草刈りを行った際の処理はどのように行っているのか。
- 4) 学校や保育所等で定期的に測定すると同時に、線量が高いと予測される箇所も行うこと。また、通学路や子どもが立ち寄る場所を測定すること。
- 5) 町内の詳細な放射線量分布マップを作成し、公表すること。ホットスポットを明確

にし、近寄らないよう呼びかけること。

6) 町内の夏野菜の放射性物質測定はどのように行い、どのように住民に知らせたのか。

7) 食品や土壌の放射性物質測定器を購入し、町独自で町内農産物や給食の食材を測定し公表すること。

8) 柴田町独自の信頼できる安全基準を早急に定めること。

2点目、働く親の味方である「病児・病後児保育」の導入を。

働きながら子育てをしている人にとって、一番大変なのは、子どもが病気になったときです。乳幼児期は特に病気になることが多く、夜中に突然熱を出したり、朝起きたらぐったりしていることがあります。仕事は急に休めない、保育園では預かってもらえない、近くに祖父母や親戚もいない、そんな困ったときの強い見方が「病児保育」です。

平成22年3月策定の柴田町次世代育成支援地域行動計画には、病児・病後児保育事業について現在は実施していませんが、今後はニーズ量の推移を見極め、実施を検討しますと記載されており、いつ導入するのか明確になっておりません。

ひとり親世帯がふえている現在、ニーズは増加しています。一日も早い導入を提案し、次の質問を行います。

1) ニーズの把握を行っているのか。

2) 実施について検討したことはあるのか。

3) 乳幼児健康支援一時預かり事業の市町村への交付金の額はどのくらいか。

4) 国では平成21年度からファミリー・サポート・センターにおける病児・病後児預かり事業を推進しているが、柴田町でも行うのか。

5) 利用者の負担を考えれば、診療所や保育所で行うべきではないか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員、大綱2点ございました。放射能汚染からの子供を守る対策、8点ほどございます。順次お答えいたします。

1点目。各学校では児童生徒の受ける放射線量をできるだけ低く抑えるため野外での活動後は手洗いうがいをする、土や砂が口に入らないように注意し、口に入った場合はよくうがいをする。土ぼこりや砂ぼこりが室内に入らないように風が強いときは窓を閉める。草の多

いところには長時間入らない。雨の場合の外での活動、クラブ活動、部活動はできるだけ行わないなどの指導を継続的に行うとともに、プール清掃のときの汚水や汚泥の処理、草取りを中心とした親子奉仕作業等は大人だけで実施いたしました。また、小中学校の校庭や保育所、園庭、公園など21カ所の土壌について放射能濃度を測定し結果をホームページに掲載するとともに、夏休み中のプール使用については2回の水質検査を行い、安全性を確認した上ですべてのプールの使用を許可いたしました。そのほか、7月に携帯用積算線量計を1台購入し、児童生徒の受ける放射線量を継続的に把握するよう調査を行っております。

各児童施設においては、子供の被曝を軽減する対策として保育時間内での外遊び時間を3時間から1時間以内に変更するなど、子供たちが外気にさらされる時間を短縮するとともに外遊びを終了して入室するときに手洗い、うがい、顔ふきを励行しております。さらに、保護者に対しても外遊びの配慮工夫と帰宅時の手洗い、うがい、顔ふきの励行など、被曝軽減策の情報提供を行っております。

2点目、文部科学省から委託を受けた日本科学振興財団では簡易放射線測定器はかるくんの無料貸し出し事業を行っておりますので、教育委員会が9台の申し込みを行い6月23日から各学校に1台ずつ配付し、それぞれの学校で独自の測定を行っているところでございます。各児童福祉施設においては6月21日に児童福祉施設の測定用に1台を発注し、7月1日に納入されました。

3点目、草刈りの件でございますが、学校では用務員が交代で週1回各学校の燃えるごみを収集し、大河原衛生センターに持ち込んでいますので、ほとんどの学校は刈り取った草についても一緒に処分しています。また、学校によっては校地内の児童生徒が立ち入らない場所に穴を掘って埋めているという学校もございます。

4点目。各学校では校庭や玄関、遊具周辺、プールサイド、教室などを定期的に測定し、その結果を学校だより等を通じて保護者にお知らせをしております。また、線量が高いと思われる草むらや側溝、雨どい等についても測定し、線量の高い場所については子供たちに近づかないよう指導を行っているところです。

通学路については柴田小学校と船迫小学校での2校で測定をしていますが、特に線量の高い場所はなかったとの報告を受けています。各児童福祉施設においては7月から放射線量測定器1台を子ども家庭課に配付されましたので、8施設について園庭50センチを週1回測定しております。

5点目。空間放射線量の測定調査につきましては、当初県から借用しました測定器1台で

測定しておりましたが、その後測定器2台を新たに購入するとともに文部科学省から測定器9台を借用し測定器12台により定点測定施設、児童福祉施設、学校教育施設、生涯学習施設、野外運動場、公園の33カ所の測定を実施しております。さらに、9月1日から緊急雇用創出事業により新たに町民環境課に2名の臨時職員を採用し、船迫、成田、葉坂、四日市場、山根地区の4カ所を測定場所に加え町内37カ所の空間放射線量の調査を実施しております。この測定ポイントを地図上に表し、公表してまいります。

ホットスポットについてであります。本町においては町内の空間放射線量の測定調査を町内37カ所で測定しており、また文部科学省や宮城県による航空機モニタリング測定結果、文部科学省の土壌の各分析結果などから周辺に比べて局地的に高い数値がないことから、さまざまな調査結果を勘案すると現時点で柴田町にホットスポットはございません。

6点目。4月26日に町独自で東北大学に検査依頼を行ったハウレンソウ、ツボミナ、原木シイタケの検査結果がセシウム暫定規制値基準500ベクレルを大きく下回り、ハウレンソウで16ベクレル、ツボミナ不検出、原木シイタケ22ベクレルだったことや、一方県では5月から農林産物の放射能測定を毎週実施し、51品目延べ197点の測定結果を公表しています。6月以降についてはハウレンソウ、キュウリ、ナス、トマト、エダマメ、トウモロコシ等を検査しておりますが、ほとんどヨウ素、セシウムとも検出されておられません。柴田町分としては6月15日のハウレンソウ、7月12日のキュウリが測定されましたが、いずれも不検出となっております。

町民への周知については4月15日に放射能線量、放射能測定結果のチラシを全戸配布し、健康に影響を与える数値ではない旨を周知していることから、特に夏野菜についての県の検査結果を町民には配布しておりませんでした。

肉牛の県内産出荷停止や堆肥の汚染問題があったことから、7月下旬に畜産農家、認定農家、産地直売所への野菜出荷農家、花卉、鉢花生産者を農政課職員が個別に訪問し、4月から県が実施した農畜産物の放射能測定結果、放射能暫定規制値、米の放射性物質調査、食品と放射能のQアンドA等をまとめた農畜産物に対する放射能対策についてのチラシを持参し説明しております。また、8月24日付で農畜産物の放射能関係最新情報と今後の対策のお知らせのチラシを全農家に配布しております。

米については8月26日に放射性物質予備調査を四日市場、槻木、葉坂、上川名、上名生の町内5カ所で坪刈りにより実施しました。予備調査結果では5カ所すべて不検出でした。9月10日前後に5農家で収穫した玄米を検査する本調査を実施し、検査結果から暫定規制値

内であれば出荷できることとなりますが、予備調査結果から出荷には問題がないと現在は思っております。広報しばた10月号で放射能関係の特集を組み、空間放射線量測定推移、農畜産物測定推移、土壌放射性濃度、食品と放射能の関係等についてお知らせしたいと考えております。

7点目。土壌につきましては、国が8月30日に農地土壌マップを公表しております。柴田町分として7月12日に水田土壌と7月22日に畑の土壌を採取し調査した結果によると、柴田町は水田で437ベクレル、畑432ベクレルと暫定規制値を大きく下回っております。県内の野菜等はほとんどが不検出で推移していることや県では週1回検査を継続することから、町独自で放射性物質測定器の購入は考えておりません。町独自で検査機関に野菜等を持ち込み検査することも可能ですが、県で11月に高精度の放射能物質検査器2台と簡易検査器12台を購入することから、これまで以上に検査体制が整うことから県と連携して町内産の野菜等の検査に取り組んでいきたいと考えております。

また、学校給食センターで使用する食材についてですが、これまでも安全の確保に細心の注意を払ってまいりました。特に、食材の納入の際には納入業者に生産地の確認を指示し、食材を仕入れる際には注意してもらうよう指導しております。現在給食センターで提供している牛乳については、山田乳業株式会社が納入していますが、原乳を仙南クーラーシェーション、これ白石市ですね、測定し、はかっているんですね、放射性ヨウ素、セシウムともほとんど不検出となっております。米についてですが、米は平成22年度の昨年度の県南産ひとめぼれ一等米を使用しておりますので、米については放射能の心配はございません。また、パンについては学校給食パン宮城協同組合でつくり、主にアメリカ産やオーストラリア産の小麦粉を使用しております。米粉パンについてははらから福社会でつくっておりますが、平成22年度の柴田町産ひとめぼれを使用しておりますので、放射能の影響はないと考えております。野菜については、各県で放射能測定を行っており、基準値を下回っていると認められた食材が市場に流通していることや、県内の野菜は毎週測定を行いほとんどヨウ素、セシウムは検出されていないことから安全であるとの判断のもとに学校給食で使用しているところでございます。保育所の給食の食材につきましても、県農林水産部食産業振興課並びに仙南青果等の食材提供者が放射能検査で安心が確認されたものを使用しております。

放射能は命にかかわる問題でありますので、万全の態勢で臨みますが、町民全員が安全安心を納得していただけるような検査体制の確立は、町の段階では限界があることもご理解いただきたいと思っております。今後も国・県の情報を注視しながら、情報収集と提供に努めてま

います。

8点目でございます。放射性物質の汚染による柴田町独自の信頼できる安全基準を定めることにつきましては、国においてもこの安全基準を示すに当たり大変困難な状況下で国際放射線防御委員会等の勧告を踏まえ政府、原子力安全委員会等において検討され、各種の暫定規制値等を定めている現状であることから、本町独自の安全基準を定められる状況ではございません。

したがって、本町といたしましては、政府、原子力安全委員会等において定められた規制基準値等を参考に判断せざるを得ないという状況下でありますので、ご理解をお願いいたします。

大綱2点目。病児・病後児保育の関係。4点ございました。

1点目。平成21年3月に次世代育成支援行動計画策定のため、調査対象を就学前の児童のいる世帯、小学生低学年のいる世帯、その他の世帯として、それぞれ500世帯で合計1,500世帯を無作為抽出して各種子育て支援サービスに対するアンケート調査を行いました。調査票回収率は45.1%ございました。就学前の児童を持つ保護者に対する調査設問の、今後利用したい保育サービスで今は利用していないができれば利用したいのはどれですかとお聞きしましたところ、病児・病後児保育の利用要望が234人中68人、29%となる調査結果でした。また、病児・病後児保育の利用の関連質問で、1年間の間に病気等で保育サービスの利用できなかった、または学校を休まなければならなかったことがありましたかについてですが、あったの回答は、就学前の児童のいる世帯で55.1%、小学生低学年のいる世帯で70.7%で、その場合の対処法として保護者が働いている世帯では母親または父親が仕事を休む、親族、知人に預けるが大半でした。ニーズ把握のためのアンケート調査は平成21年3月に実施した次世代育成支援行動計画策定アンケート調査以降は実施しておりません。

2点目。病児・病後児保育事業につきましては、一時的に保育する事業と位置づけられ、児童が病気の回復に至らない場合に対する病児対応型、児童が病気の回復である場合に対応する病後児対応型、児童が保育中に微熱などを出すなど体調不良となった場合に対応する体調不良時対応型の三つの事業類型がございます。事業類型ごとに施設の整備及び職員の配置及び施設の整備が求められます。病院、診療所等の付設を想定している病児対応型、病後児対応型については、看護師、准看護師、保健師、または助産師を利用児童10人につき1名、保育士を利用児童3人につき1名以上をそれぞれ配置することとなっております。また、主に保育所の付設を想定している体調不良時対応型においては、看護師、准看護師、保

健師または助産師を1名以上配置し、看護師等1名に対し利用児童は2名程度とする要件がございます。あわせて、実施場所についても施設内での隔離の機能や衛生確保し療育に適しているなど、専用スペースまたは専用施設の整備が必要であるとともに、協力医療機関の選定など協力連携体制の構築が必要でございます。

実施に向けては昨年10月28日に宮城県子育て支援課が開催した、病児・病後児保育勉強会に職員を参加させるなど県内実施団体の事例等、病児・病後児保育に関する調査研究に取り組んでおります。今回、国の少子化社会対策会議において決定されました子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめにおいても病児・病後児保育事業は子ども子育て支援事業として市町村の事業に位置づけられ地域のニーズ調査に基づき実施する旨を法定するとなっておりますので、国の新システムの検討の動向も注意しながら導入に向け検討を続けてまいります。

3点目。病児・病後児保育事業につきましては国のエンゼルプランの中で制度化され、平成8年に国の乳幼児健康支援一時預かり事業補助として実施され、平成17年に次世代育成支援対策交付金のソフト交付金の支給対象となり、補助から交付金化されました。平成20年度に保育対策等促進事業費の病児・病後児保育事業として補助事業に再編されました。保育対策等促進事業費補助金交付要綱による補助金額については、1カ所当たりの基本分と年間延べ利用児童数に基づく加算分と事業開設年度に限り該当する普及定着促進費の合算額である補助基準額に補助率の3分の1を乗じた金額となります。具体的に試算例を示しますと、病児保育事業としては、基本分年240万円、加算分を年間延べ利用児童数を200人から400人未満とした場合、年額425万円、普及定着促進費として年額約50万円の合計補助基準額は715万円として、補助率の3分の1を乗じた額238万3,000円が国からの交付補助金額となります。その残りの476万7,000円が一般財源となります。また、施設整備費補助金が、保育所づきの場合子育て支援対策臨時特例交付金、病院づきの場合は医療提供体制施設整備交付金が交付されます。

4点目。国では平成21年度からファミリー・サポート・センターにおける病児・病後児預かり事業を推進しているが、柴田町も行うのかということですが、国の次世代育成支援対策交付金の対象事業として、ファミリー・サポート・センター事業で平成21年度から病児・病後児の預かりや早期、夜間等の緊急時の預かりを行う病児・緊急対応強化事業が交付金対象となっております。会員への病児・病後児対応の講習会の実施やかかりつけ医など医療機関との連携体制の整備が求められる事業でございます。7月1日に開設しました柴田町ファ

ミリー・サポート・センターでは、子育て支援センター内にアドバイザーを配置して現在は子供の預かり、送迎等を行うセンター事業の広報活動と協力会員、利用会員の募集、会員に対する研修会を実施するなど、援助活動の9月開始に向けた準備事業を行ってまいりましたので、まずは当初の目的事業であります援助活動を軌道に乗せ、サービスの提供に取り組んでまいります。その後にファミリー・サポート・センター事業としても対象されている病児・病後児の預かり事業の実施も、センターの取り組むべき事業として会員等の研修の実施や体制の整備を図る検討をしてまいります。

5点目。病児・病後児保育事業、病児・緊急対応強化事業とも施設の基盤整備、職員などの実施体制、地域医療機関との連携体制の整備などが必要となりますので、ニーズの把握、実施施設の整備、運営経費の積算などについて調査の上、利用者負担について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。許します。

○17番（白内恵美子君） 最初に、放射能汚染から子供を守る対策の方です。

放射能汚染への対策は時々刻々変わってきています。この質問通告を提出した後にも大きな変化がありました。国の原子力災害対策本部は8月26日に除染に関する緊急実施基本方針を示しましたが、ごらんになっていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 通知については見ております。

○17番（白内恵美子君） この基本方針には放射性物質の除染推進に向けた基本的考え方が示され、学校や公園などの子供の生活圏を徹底的に除染し、年間被曝量をできるだけ早く1ミリシーベルト以下にするとしています。この基本方針を受け、柴田町としては今後どのように除染を進める考えなのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 校庭での放射線量が1マイクロシーベルトということですので、現在町内の小中学校については1マイクロシーベルトを超えている学校はないというような状況でございます。それから、比較的線量の高い側溝、それから雨どい、ますですか、泥のたまったところについては比較的線量が高い状況ですので、今のところこれらについては西住小学校では職員が泥上げをするというようなこと、それから槻木中学校ではPTAの奉仕作業で10月9日なんですけれども、奉仕作業で泥を処理するというようなこ

とで今進めております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（白内恵美子君） この基本方針はそういう内容ではなかったはずですが。年間1ミリシーベルト以下ということは、平均すれば例えば校庭でいえば0.12マイクロシーベルト以上になれば、子供は1日じゅう外にいるわけではないんですが、万が一1日中外にいたと仮定すれば0.12マイクロシーベルト以上だと完全に年間1ミリシーベルトになるんですね。そうすると、柴田町も相当の学校、児童施設が該当するはずなんです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 夏季休業終了後、学校において児童生徒等が受ける放射線量については、原則年間1ミリシーベルト以下にするということになっています。これを達成するために校庭、園庭の空間線量率については児童生徒の行動パターンを考慮して、毎時1マイクロシーベルト未満を目指すとしておりますので、年間1ミリシーベルトですが、学校における、学校では200日6.5時間なんですけれども、それで年間1ミリシーベルトということで校庭の線量については1マイクロシーベルトを目指すということとしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（白内恵美子君） その、1マイクロシーベルトというのは、この基本計画の中のどこに出てきますか。私が読んでいる限りでは1マイクロシーベルトは出てきません。

三つに分けるんですよ。線量の高いところと、それから柴田町が該当するであろう年間1から20ミリシーベルトの地域、それから1ミリシーベルト以下の地域と三つに分けるんですね。今の柴田町というのは、この真ん中の1ミリシーベルトから20ミリシーベルトに入るはずなんです。先ほどの1マイクロシーベルトというのは基本方針の中の何ページにあるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 今、基本方針を見ていたのではなくて、8月26日付で文部科学省から学校の校舎校庭の線量提言についてというような通知が入っております。これについては多分、今議員さんのおっしゃった基本計画をもとにこの通知が来たものだということと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（白内恵美子君） そうなると、国の方も随分いいかげんなことを言っているのだな

と。1ミリシーベルト以下を目指すのであれば、単純計算ですからね、計算すればわかることで、0.12マイクロシーベルトなんですね。超えたら1ミリシーベルトになってしまうわけですから。ただ、6時間で計算した場合、例えば柴田町の各学校で6.5時間とさっきおっしゃいましたか。6.5時間外にいてそれから中に、それ以外は中にいたとすると年間で幾らになりますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 町内の学校において受ける線量については、屋外で平均今現在なんですけれども、0.22マイクロシーベルト、それから屋内で平均0.07マイクロシーベルトとして計算した場合、学校における外部被曝については0.22マイクロシーベルトの2時間足す屋内なんですけれども、0.07マイクロシーベルトの4.5時間の200日というような計算からいきますと151マイクロシーベルトになります。これを、ここから自然界で受ける放射線量、それから内部被曝これらの差し引きをして計算しましたところ、学校での年間被曝量は57.2マイクロシーベルトというような計算になると考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） この1ミリシーベルトというのは年間の推定1ミリシーベルトというのは、そういう計算ではないはずですね。実際に単純に学校にいただけではなくて子供は家庭でももちろん過ごしますから、子供が年間で受けるのがどのくらいかというのを計算しなければならないわけですね。そうすると、先ほども言いましたように平均すると0.12マイクロシーベルト掛ける24時間掛ける365日で約1ミリシーベルトなわけですから、そうすると柴田町の子供たちというのはほぼこの線上というか、1ミリシーベルト前後なんですよね。学校は比較的空間線量が低いところであれば1ミリシーベルト超えない可能性がある。ただし、住んでいるところがどうなのかによっても変わってくる。でも、高いところ、0.28マイクロシーベルトを示すところもありますから、そういうところであれば確実に超えるわけですね。そうすると柴田町とすれば何もあえて低く低く見積もるのではなくて、むしろ高い数値で考えて、じゃあ除染することによって子供を守ろうという考え方になっていけば子供たちは本当にもっともっと低い線量の中で生活できます。学校生活も送れますから、何も町が、せつかく国がやりなさい、お金も出します、人も出しますと言っているときに、いや柴田町は低いからいいですいいですみたいな形とる必要ないんですね。確実に1ミリシーベルトを超えるんですから、除染はすべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 除染に関する緊急実施方針というのが今国の方から緊急に示されて、実は先週金曜日に県庁で担当者会議というのが開かれまして、その場で示されております。ただし、今の議員がお話ししている1ミリシーベルトというのがここに出ているんですね。例えば1から20、または1ミリシーベルト以下の地域ということで、これらの考え方はどうなんだということで、実はきょうまで、県の方も除染の実施方針の内容を詳しく国の方から説明を受けていないということで、通知がただ来ただけということなものですから、実はきょうまで各市町村が基本方針に基づく内容について国に質問事項があれば出してくださいということで、実は柴田町におきましても職員からの復命を見たところこの先ほど教育総務課長が従来除染の国庫補助の基準、毎時1マイクロシーベルト超えた場合は国の補助基準になるということだったんですが、今回緊急基本方針には先ほどお話しいただいたように年間1から20ミリシーベルトの地域、または1ミリシーベルト以下の地域というのがあるんですけれども、それでは、その1ミリシーベルトの考え方を教えていただけませんかと問い合わせしたところ県でもわかりませんと。例えば、今議員がお話ししたように毎時0.12マイクロシーベルト掛ける何時間、例えば室内に滞在何時間、屋内に何時間、そのような算式になっていますか、それで1ミリシーベルトなんですかということで、確認したところ、これは国にもまだ聞いておりませんので内容わかりませんという、今内容なんです。それで、今柴田町の方も照会中です。その基準についてお考えを示していただきたいと、そこで、1ミリシーベルトから20ミリシーベルトまたは1ミリシーベルト以下という区域に入るのかどうか、それらをお聞かせいただきたいということで、質問をファクスで昨日送らせていただいたところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 県の方ももちろんはっきりしていないということであれば、計算の仕方というのはここに基本方針には細かくは載っていないんですが、ただ柴田町とすればできればこの1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの中に入れると随分やりやすくなるんですよね。ですから、まずは頑張ってみてください。0.28ぐらいであれば確実に、さっきの計算でいけば1ミリシーベルトは超えるわけですから、だから柴田町はという形で、要は学校ごとに数値は違うんですが、一番高い数値を持って柴田町は1ミリシーベルト以上ですよということにして、そしてこの国の援助を受けて除染に努めるということが大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 今県を通じて、国の方に確認をしておりますので、これらの、それぞれの地域に入るとなれば当然その基準に基づいて除染が必要となってまいりますので、基本となるような数字を確認して、もしそういうことでそのエリアに入るとなればそれは対処していかなければなりませんので、まずは基本となる数字の確認をしてその後対処したいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） グラウンドの真ん中ではかった数値で普通は言っていると思うんですが、実際にはやはり草むらは高く出ていますよね。今でも0.3マイクロシーベルト以上のところは結構あると思うんです。ですから、放っておけばそのくらいの中で子供たちというのは遊んでいるわけですね。幾ら先生が草むらの方に行かないようにと言ったって、子供ですから本当に見ていると私もけさ読み聞かせに行ってきたんですが、最初子供たち外で遊んでいる様子を見ればやはり草むらの方だって使って遊んでいます。それはもう当たり前のことなんですね。言葉で言ったから子供が守るなんていうことはあり得ませんからどうしたら除染できるか、徹底的に除染する方法というのを考えていかなければならないと思うんです。それで、国の援助を受けられるのであればできるだけ受ける方向、それも町の負担が少なくやれる方向で頑張ると。そうすると、高い、先ほども言いましたけれども高い数値を示しているところをばんばん、そういう意味では出して、学校も真ん中だけではなくその高いところがあるわけですから、それも示して柴田町は1ミリシーベルト以上ですよという形で除染に取り組んだらいいと思うんですが、もう一度、これは要請しておきます。今すぐ答えられないでしょうから。要請しておきたいと思います。

この基本方針の中には学校だけではなくて除染実施の目標として一般公衆の推定年間被曝線量を50%減少した状態を実現するとあるんです。ですから、本当は1ミリシーベルトにこだわらないで、どんなに低い線量のところであっても50%削減、要は放射能が降り注ぐ前の状態にできるだけ近づけていくということなんですね。高い低いにかかわらず50%減少ですから。ただ、町全体をすぐに除染するということはなかなかできないことですから、もう一つある、今後2年間で学校、公園などの子供の生活環境を徹底的に除染することによって2年後までに被曝線量を60%減少した状態を実現するというのもあるわけですから、これにのっとなってやっていくべきだと思うんです。そうすると、1ミリシーベルトかどうかというのも本当は関係ありませんので、これは国の基本方針として出されました

から、町はやらなければならないわけですね。今後、町はどのような計画を立てていくか。それにはどこの部署が責任を持って計画し実施しようとしているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 除染に関しますと、例えば学校だけじゃなくいろいろな施設が該当してきますので、これは一担当課だけで判断するというわけにもいきませんので、町全体で検討してどこをどういう形で今回国の基準に基づいて、もしなった場合、どういう形で除染をすべきかということを町全体で協議検討して対処すべきであると思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 私もそのとおりだと思います。例えば学校だから教育総務課だ、保育所だから子ども家庭課が考えるのではなくて、除染に関するプロジェクトチームをつかって、それもできれば今子育てしている若い世代の職員を中心に強力なチームを結成すべきではないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 当然、一番いいのは当然全課が入る例えば町の災害対策本部の中できちっと議論尽くして、その災害対策本部の中で方針を出してやるというのも一つの方策かなと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 子供にかかわるすべての課が入ってのそういうチームを要望します。

それから、先ほど県の話ができたから一つ確認しておきたいんですが、県では前3.8マイクロシーベルトが学校の屋外活動利用制限であると言っていましたけれども、今回のこの基本方針の中で……済みません、市町村による除染実施ガイドラインの方に、この3.8マイクロシーベルトは役割を終えたと書いてあるんですが、宮城県は役割を終えたということを市町村に伝えたのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 宮城県では3.8マイクロシーベルト、役割を終えたということではなくて、文部科学省が福島県に通知しておりました夏休み前までの、あくまでも暫定基準値3.8マイクロシーベルト、これについてはおおむね福島県内ではクリアされてきているということで、毎時1.0マイクロシーベルトというのをしておりますので、県に確認し

たところ宮城県でも同様に3.8マイクロシーベルトという今までの屋内の暫定基準値、これではなく1.0マイクロシーベルトというものを目指したいということでおりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 次に、福島県では子供が日常生活で受ける放射線量を減らすための知識を盛り込んだパンフレット45万8,000部を7月に作成し配布したとありますが、このパンフレットごらんになっていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 残念ながら、48万部という福島県の作成したパンフレットについては宮城県には来ておりませんので、現在見ておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） ネットですぐとれるんですよね。実はここにあります。

未就学児用、それから小学生用、中学生用、保護者用。どうして、福島県でできて宮城県ができないのか。とても疑問なんですね。宮城県南部は、福島県の北部なんですね。ですから、放射能には県境はないんですから、同じように宮城県も対処しなければならないのに何も正直やってくれなかったという強い怒りがあるんです。それで、福島県ではこのようなパンフレット、子供にもわかるように全戸配布だと。それであれば宮城県も本当は真似をしてすぐにつくってくればいいんですが、どうも期待できないので、せっかくこういうものがあるんですから、柴田町ではつくってはいかがでしょうか。皆さん、とてもいろいろ不安に思っていてどう対処していいかわからないという若いお母さんの声がたくさんあるんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） そのパンフレットについては今見ておりませんので町独自でつくれるものかどうかちょっとわかりませんが、福島県については当然福島第一原子力発電所のある県であるということで県が率先して、今国でも全面的に福島県を支援するという組織体制づくりができておりますので、積極的にそのような県民の安心安全を守るという観点から福島県は動いているんだと思います。

そういう情報につきましては、宮城県にも伝えまして、できるならば福島県民同様に宮城県でも対応していただけるように要望したいと思います。

○議長（我妻弘国君） 白内さん、お待ちください。

ただいまの一般質問についてどのぐらいあとございますか。

○17番（白内恵美子君） 12分42秒あります。

○議長（我妻弘国君） そうじゃなくて、ただいまの放射能の方の質問ですね。どのくらいありますか、時間。あればただいまから。

○17番（白内恵美子君） 五、六分。

○議長（我妻弘国君） 五、六分ありますか。

それでは、ただいまから休憩いたします。

再開は13時になります。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き白内恵美子さんの一般質問を行います。

白内さん、再質問ありますか。許します。

○17番（白内恵美子君） 岩沼市で、8月16日に放射能に関する講演会が住民主催で開催されました。そのときのアンケート結果では、放射能にまつわるどんなことが心配ですかという設問に対し、子供の健康被害と除染活動、長期にわたる低線量被曝と食べ物、安全な食糧、水の入手、学校の給食、食品汚染と内部被曝、今後安全な食べ物がなくなってしまうのではないかと等々、食べ物に関する不安が多数ありました。これは柴田町でも同じはずです。若い世代は食べ物について不安を抱えているのではないのでしょうか。そういう声を聞いていませんか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 食べ物に関しては今のところメールであるとか電話とかについては聞いておりません。ただ、空間放射線量について毎月2回広報しばたお知らせ版で出しておりますし、またホームページをごらんのご父兄の方々からは不安視する、確かに0.15とか0.3とかということで他の市町村に比べては低いんですけども、低いなりに不安視するご意見はいただいておりますが、具体的に食べ物についてというのはございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 町が測定していないので、町に聞いても仕方がないということで町が頼りにされていないんだろうと思うんですが、私が聞く範囲ではかなり、小さいお子さ

んのいる家庭では地場産の野菜は食べさせていないというんですね。家庭菜園でつくっている方も団地の中なんかにもたくさんいるんですが、皆さん拒否されていると。娘や息子に送っていたんだけど、ことしは要らないと拒否されているという声を随分聞きます。実際先ほどの答弁でも柴田の夏野菜、はかったのはキュウリだけですよね。確認です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 夏野菜につきましては先ほど町長が答弁しましたように、6月のホウレンソウと7月のキュウリです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 県が、1品種だけはかってそれで夏野菜すべて柴田町のものが安全だという保証は全くないわけですよね。ですから、若い世代は最初から地場産を食べるのをやめた、現実的にはそういうことだと思うんですが、県でキュウリしかはかっていない。これに対して町はもっと多品種はかるように要請はできなかつたんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 県では、週1回ですか8品目程度、県内全域交代にやっておりますので、5月以降はほとんど不検出ということになっておりますので、そんなに宮城県、丸森町から仙北まであるわけですけれども、それほど大きな差異がないという結果が出ておりますので、例えば柴田町で毎回はかったとしても5月からの経過を見ますと県がやっている調査結果で、完全とは言えませんが、十分ではないかと認識しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） ただ、それでは心配で本当に遠くのものを食べたという方がかなり多かつたようです。

町が行った赤井沢先生の講演会でも、はかっていない場合は原発から遠く離れたものを食べるようにということだったので、どこの畑でとれたものかわからないけれども、町内の1カ所のキュウリだけをはかってそれで不検出だから皆さん安心してくださいというふうにも言っても、やはり安心はできないんですね。

それで、やはり町独自で食品の測定をする器械が必要だと思うんですが、先ほどはその考えはないということだったんです。どういう理由で必要ないと思っているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回、検査体制が国の方と県の方で整いつつあるということでございます。今回の、空間放射線量の測定、柴田町でもやっておりますし、文部科学省、白内議

員おっしゃるように航空機のモニタリングもやっております。宮城県の原子力安全対策室でもやっております。それから、降下物の測定、これも原子力安全対策室で行っております。また、土壌検査、農林水産省でもやっております、柴田町はベクレル単位では少ないと。それから、2キロメッシュで文部科学省でもやりました。土壌検査ですね。それでも問題ないと。この地区については放射線量は大体一定しておりますので、すべてのサンプルは実ははかれないと、柴田町のサンプルでもやはりどこかを抽出してしかはかれないということでございますので、こういう検査体制が整った中では国県の検査体制に従うべきではないかなというふうに思っております。

それから、そういう心配だというご意見もありますので、文春という週刊誌でもはかっているんですね、独自に。そうしますと宮城県のやつはもう5月から不検出ということの結果も出ておりますので、やはり個別にはかることも大事かもしれませんが、全体の状況の中で柴田町の野菜は安全だというふうに考えてもいいんじゃないかなと、そういう判断から柴田町独自ではかる必要はないというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 柴田町に住んでいる人にとっては、ここでとれたものがどうかということが大事なんですね。今せつかく産直頑張ってやっています。それが安全だというふうに検査結果で安全だということをそこに付けられればもっと安心して購入できるし、それから家庭菜園でつくっている方も安心して食べることができるんですね。県全体で考えるよりもこの柴田町でどうなのかということが大事なんです、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やはり、土壌から毎日野菜が生産されるわけですね。そうすると、現実的に毎日とれるものをはからなきゃならないと、そうでなきゃ納得できないというのであれば、これは不可能に近いというふうに思っております。やはり土壌が安全だということであれば、その安全な土壌に対する移行線量、計算式ありますので、そこから計算できるのであればやはりおおむね安全だというふうに考えるべきではないかな。

1件1件、全部はかれというのであればこれはまた話が別ですが、柴田町の分も抽出で検査しなければならない現実がありますので、それはちょっと困難ではないかなという判断に基づいております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 子どもたちを放射能から守る宮城ネットワークが宮城県に要望書を提出しましたが、ごらんになっていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 新聞で発表になりましたので、新聞記事では見ております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 新聞記事で発表になった場合はどうか中まで全部見てほしいんですね。今はネットで全部調べられます。その中に、詳細な汚染状況の調査が行われる前から宮城県は安全です、安全な食品しか流通していませんという安全神話を県が作り上げてきたことが県民の危機意識の欠如をもたらし、結果として汚染稲わらの全国への流通、汚染牛肉の給食への混入を招いたことは、非常に残念です。今後はこの反省に立ち、宮城県も汚染地であるという認識をしっかりと持ち、県民を被曝から守るという意思表示をしっかりと内外に示してくださいとあります。

これは、柴田町にも言えることです。町民を被曝から守るという意思表示をしっかりと内外に示すべきではないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 確かに、この記事にもありますとおり、子供の被曝を守るということで内部被曝に対する要望書の提出でありますので、外部被曝については空間放射線量等からわかりますけれども、なかなか内部被曝についてはそれぞれ先ほども話題になっておりますとおり、それぞれの食品の品目ごとに内部被曝の計算をして、または積算線量があればそれに基づいてどれくらいの被曝になるかというのがわかりますけれども、確かに、食材に関する子供の摂取基準値の設定の要請をしたということで、記事が出ておりましたので、多分県独自でそのようなものをもっとしていただいて、先ほど町民というのがありましたけれども、県民が安心して摂取できるような食材の摂取基準値の設定をお願いしたいということでありますので、今町長がお答えしましたとおり、国なり県の測定体制が整ってきめ細かにそれらの食品の安全に対するデータが公表されればよいのかと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） どんなに県が細かくやろうとしてもやはり測定器に限りがありますから、うちの畑でとれた野菜はどのくらいなのか、庭でとれた野菜はどのくらいなのかというにはなかなか対応し切れないですね。それであればやはり町がちゃんと測定器を設置していつでもだれでもはかれるように、知りたいと思う人の持ち込んだものをすべてはかれ

るようにすれば安心して暮らせると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これまでも町の方ではプールのベクレルの検査、土壌の検査、それから毎日発表されます空間放射線量の検査、データ、それから先ほど申しましたように、国県、こういうデータからするとだんだん放射能は少なくなってきております。もちろん、ヨウ素はほとんどありません。ですから、子供の喉頭がんに要するヨウ素はありませんので、あとはセシウムということになるんですが、セシウムについても実効線量は子供が極端に高いということではございません。ですからそういうことを勘案しますと、土壌についてもある程度はかられておりますし、この辺の土壌についてはそんなに差がないということがございます。それはいろんな角度からはかっておりますので、全体として柴田町は土壌の関係から見ればここから吸収される野菜についても移行係数が極端に少ないものですから、問題ないというふうに考えております。それから、米についてもおかげさまで不検出ということになりましたので、土壌自体に問題はないというふうに考えるべきではないかなと、相対的に類推して、柴田町は土壌関係は大丈夫なのでそこからとれる野菜も移行係数を考えれば大丈夫だというふうに判断すべきで、1件1件はかる必要はないというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 町長は類推して安全だと思われるかもしれませんが、住民は安全だと思っていないんですね。というのは、国の暫定基準値が余りにも高すぎるからです。これがせめて10ベクレルくらいであれば、それを満たしている、その以内であるから大丈夫というのであれば皆さん安心できるんですが、500ベクレル、食べ物500ベクレルとか高い値で、それより低いから安全ですと言われてもだれも納得できないんですね。それで、県がはかっているのですが、下限値出してないんですね。1キログラム当たり何ベクレル以下、1ベクレルなのか2ベクレルなのかわかりますか。それから、米の方は20ベクレルですよ。最低基準値。そうすると、19ベクレルでも不検出になってしまうんですね。ですから、逆に、柴田町の米は、私はもっと低いだらうと思うので、きちんとはかってその数値を公表することで、米は売れるようになると思うんです。今のままではただ不検出、それも20ベクレル以下不検出では逆に売れない、避けられるというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 議員おっしゃるように、野菜等につきましては10ベクレル以下で

も2ベクレル、3ベクレルまで数値が出ますので、野菜については県の方で発表している不検出はまるきり限りなくゼロに近い形だと思っております。

米につきまして、おっしゃるように下限値が20ベクレルということなので、うちの方も県の方にどうしてという話はしたんですけども、多分、私の推測なんですけれども、県の方は明確な回答はとにかく下限値が20ベクレルということで検査をお願いしているということで、もしかしたら18か17というのが出ているかもしれないんですけども、これは私の推測です。多分、米というのは非常に毎日食べる食糧ですから、本来であればそういう数値まで出すべきなんだろうけれども、逆に20ベクレル以下で、5ベクレル、10ベクレルという数値が出れば県の500ベクレルよりは数段低いんですけども、出たというだけで風評被害なり買い控えということが増長されるということなので、多分下限値を20ベクレルにしたのかなど。

議員おっしゃるように、すべてはかれば3ベクレル、5ベクレルと出てもなかなか基準値が500なり、例えば基準値が議員おっしゃるようにもっと基準を下げたドイツなんかでは5ベクレルとか8ベクレルというような子供に対する数値が出ているようなんですけれども、その辺が私たちは国の示した基準値を信頼しているんですかね、そういうことでお知らせするしかないというふうに思っていますので、その辺は非常に町レベルでは難しいのかなど。一番問題なのは、数字が出てしまえば安全でも安全基準以下であっても1ベクレルであろうが、2ベクレルだろうが出てしまうと、非常にそれだけでさらに買い控えというか風評被害の対象になるというようなことも心配されるところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 子供の給食の食材についてなんですが、私は町独自に子供の基準値というのをやはりつくった方がいいと思うんです。出回っている食品は安全だからなんていうことではやはりいけないと思うんです。やはり測定器を購入し、きちんと毎日の食材、前日にはかかっておくということは大事なことだと思います。すべてはかるというのではないんですね。ある程度抽出してはかれば大体類推できる範囲内での、毎日2品目でも3品目でもはかるということをしていくことが大事だと思うんです。実際に、毎日かかって公表している自治体もあるんですよ。柴田町はそうそう高い値が出るわけがないんですから、皆さんに安心して食べていただくためにもぜひともはかる必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 給食の食材の測定については現在野菜等については県で測定を行っており、暫定基準を下回っているということでございます。それから、県外の野菜についても測定をしております、暫定基準を下回った野菜が市場に出回っているということでございます。それから、農地の土壌調査の結果でも柴田町の畑は423ベクレルということで、暫定基準値の5,000ベクレルを大幅に下回っております、野菜への移行係数については1%未満と言われておりますので、4ベクレル、出たとしてもあっても4ベクレル以下だろうということ。

それから、給食センターの対応としては、野菜の納品時に産地を確認しまして出荷制限されている野菜等が食材に含まれていないかどうかを確認しております。それから、確認に際しましては、厚生労働省で公表しております地域別出荷制限・制限解除対象品目一覧表、それから宮城県内の農林水産物放射能測定結果などをチェックしまして照合しているという状況です。こういうことから、今のところ、測定器の購入については考えていないというようなことでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） ドイツでは子供の食品の基準値を4ベクレルに設定していますよね。柴田町でもそれに倣って、4ベクレルは無理でもせめて10ベクレルを超えるようなものは絶対食べさせないという考え方をとっていただきたいと思うんですね。今の国の暫定基準値は余りにも高すぎるわけですから、本当にどのくらいだったら安全なのか、考えればもとの原発事故が起こる前の数値じゃなければいけないわけですから、そうなると必然的に10ベクレル以下になると思うんです。それははからないと出てこないわけです。ですから、測定器の購入を強く要望したいと思います。住民は滝口町長なら、阿部教育長ならと信頼して期待しているわけですからぜひそれにこたえていただきたいと思います。測定器の購入はどうぞ再度検討してください。

それから、最後に子供を放射能から守るために学習して生活の中で実践しているお母さんの言葉を伝えたいと思います。将来、子供が万が一がんになったときに、お母さんあのときどうしてもっと注意してくれなかったのと言われぬように、今私にできることを精いっぱいしています。こういうことをお母さん話してくれました。私はこれは町にも言えることだと思うんです。国や県が安全だと言っているから安全ではなくて、できるだけ子供たちのことを考えれば線量の低いもの低いもの、安全なものを求めていくべきだと思うんです。だから、町も精いっぱい今できることをしていただきたいと思います。

次に、病児・病後児保育についてです。みやぎ県南中核病院では、院内保育所設置に向けて7月にアンケートを行いました。その中で、どんな場合に保育所を利用したいかという質問に対し、病児・病後児、土日、祝日の回答がとても多かったんです。特に、自由意見欄では病児・病後児24時間体制が本当に圧倒的に多くありました。看護師さんが多く答えているので、24時間体制があるのですが、病児・病後児については一般に看護師さん以外の方でも同じだと思うんです。もう一つ、仕事と子育ての両立において苦労されていることはという質問に対する回答も一番は病気の子供を見てほしいでした。とっても切実な声がいっぱい並んでいるんですね。それは自由に書けるコーナーですからとても多く並んでいました。これは柴田町に住んでいる看護師さんやその他の職員の声でもあるんですね。たくさんの方が柴田町から通っていますから。この今までどうしてこの切実な声が町に届かなかったんだろうと思うんです。町では、次世代育成計画の中でアンケート調査をしたと言いますが、自由に書いてもらうコーナーとかはあったんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） はい、ございました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） ひとり親世帯がふえている現在、病気の子供を預けるところがないために仕事をやめざるを得ないという、生活が破たんする場合もあるんです。病児・病後児保育は喫緊の課題ではないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今回のご質問がありましたので、うちの方でも、今平成23年度ですね。平成23年度に通所していただいている保護者の皆様について確認したんですけれども、例えば退職されたとかそういう仕事を離職されたというお話はまだ伺っていない状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 聞き方にもよるのかもしれないけれども、結構やめたという声というのは聞いたことが何度かあります。それから、問題が、どうしても休みがとれない場合、小さな子供を一人家に置いて仕事に行かざるを得ない、実際にはそういうことしているんですね。そうすると、子供にとっても大変な状況なんです。だから、この病児・病後児保育事業というのは単に病気や病後の子供を親にかわって保育するというだけではなくて、病児の健やかな発達を目指すものだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 病児・病後児保育につきましては今議員さんの質問の中
ありましたそういう目的のために行われる事業だというふうに認識しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 町では検討するというととても時間がかかってしまうんですが、も
っとこの事業については町の理解、一番大事なのは請け負ってくれる診療所や保育所がある
ということが大事なんです、でもそれを推進するためには町が理解し、進めようとする気
持ちはないとだめだと思うんです。今町では将来的にいつの時点でやろうとしていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 後期計画の中でそれぞれに実施を検討させていただくとい
うふうに目標を設定させた中では、ファミリー・サポート・センター事業は平成23年度から
取り組むようにさせていただきましたし、今後の病児・病後児保育につきましても検討させ
ていただくということで、考えております。

また、実際今の中で現在保育をしている中では毎日の登所時に子供たちの体温測定とか
もしてきていただいております、またその多少熱っぽい子供さんもいらっしゃる通所し
てくるわけですね。そういうお子さんにつきましては、病児・病後児保育という形態の中
ではないですけれども、保育所の中で、例えば事務室ですとか別室の隔離できる、ほかの子
さんと隔離できる場所でその登所以後の熱が上がった場合とか保護者の方には連絡を差
上げますが、その中でもすぐにおいでいただけないような状況にある場合は、保育所の中
で保育を継続させていただいているという形ではございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 今、少々熱であれば預かるということはとりあえずはやってい
ただきたいと思います。今までは全くそれができていなくてかなりお母さん方苦労していま
したので、とにかく病児・病後児保育については早急に検討し取り組んでいただきたいと思
います。

以上です。

○議長（我妻弘国君） これにて、17番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

次に、10番森 淑子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔10番 森 淑子君 登壇〕

○10番（森 淑子君） 10番、森 淑子です。大綱1点質問いたします。

子育て家庭を支えるために。

少子化の進行がとまらずその対策のためにさまざまな議論がなされてきました。議論はあっても不況の長期化や社会の目まぐるしい変化に行政が対応し切れていないのが現状で、状況は改善されているようには見えません。

子どもや家庭を取り巻く環境は、雇用問題や地域、近所づき合いの希薄化によってより厳しいものになっていますが、悲惨な事件が続くことを受けて、子供は社会が育てる、母親の孤立化を防ごうとの動きも生まれつつあります。国からは子育て支援の諸施策が次々と出され、市町村は具体化を迫られています。

そうした中、我が町はどうでしょうか。安心して子どもを産み育てる環境が整っているかを考えたとき、イエスとは言えない状況があります。保育所を例にとれば、子どもを預けている保護者が第2子、第3子を妊娠し、出産し育児休業に入ると上の子供を退所させなければなりません。育児休業中は、保育に欠ける状態ではないという理由です。一たん退所してしまうと仕事に復帰するときに保育所にまた入所できる保障はなく、育児休業中は不安の中で生活することになります。そのために退職を余儀なくされる人や、近隣市町へ転居を考える人もいます。自治体によっては雇用の安定を確保するため、入所の継続を認めているところも多くなっています。

柴田町を暮らしやすい、ずっと住み続けたい町にするためには、住民がどんなことに困っているのか、どうすれば解決するのか、相手の立場に立って考え、柔軟に仕組みを変えていくことが必要です。仕組みはあっても機能していなければ絵にかいたもちにすぎません。

次世代育成支援地域行動計画の中から3点質問します。

1) 例に挙げた育児休業中の家庭について、保育所の継続入所を認めてはどうでしょうか。

2) 9月からファミリー・サポート・センター事業が本格始動していますが、現在の状況はいかがでしょうか。

3) 児童虐待に対応するために設置されている要保護児童対策地域協議会は機能しているでしょうか。関係機関、協議会開催状況を伺います。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森 淑子議員、大綱1点3問ございました。

1点目。町ではこれまで育児休業期間は保護者が出勤せずに自宅にすることで、児童を保育することができないと認められる場合に該当しないと判断し、保護者が育児休業期間中の児童は退所していただいております。その理由は、待機児童がいる状況で、保護者が育児休業期間中の児童の継続入所を認めることは保育所への入所に関し公平性を保つことが難しくなると考えてきたからでございます。しかし、該当児童が次年度に小学校入学となる年長児の場合は、平成14年2月22日発、児童の環境の変化に留意する必要がある場合は、継続入所の取り扱いとして差し支えないとした厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知もあり、保育に欠ける要件に該当しなくなっているわけですね。ですけれども継続入所を許可してきたということがございます。このように、少子化や核家族化の進展に伴いまして子育て環境が変化し、ひとり親や共稼ぎ家庭の増加に伴い、保育ニーズが多様化してきております。今後保育に欠ける要件に該当しないとされてきた育児休業等については、中途退所をしないで継続保育ができるよう検討し安心して子育てができる環境の整備を推進してまいります。

2点目。町内の子育て家庭が安心して子育てができる環境を整備し、地域において子育てを互いに支え合うネットワークづくりを推進するため柴田町ファミリー・サポート・センターを、7月1日子育て支援センター内に開設いたしました。アドバイザーを設置し、センター事業の広報や協力会員、利用会員の募集のために保育所、児童館、幼稚園、小学校の保護者へチラシの配布などを行い、7月19日には第1回の会員説明会を実施しております。8月31日現在の会員登録状況は、利用会員が6名、協力会員10名、両方会員1名となっております。9月からの援助活動開始に向け、協力会員に対する研修会を9月に3日間開催いたします。研修受講者には協力会員として援助活動を実施していただきます。なお、援助活動利用申し込みの状況については、既に2名の利用会員から9月利用の申し込みが出ております。

3点目。柴田町要保護児童対策地域協議会については、設置要綱を平成23年2月10日に告示し、平成23年3月23日に代表者会議及び実務者会議を開催する予定で準備を行ってまいりました。しかし、3月11日の東日本大震災により会議開催を中止いたしました。現在は関係機関の代表者、実務者の変更等の確認を行うとともに、協議会開催の準備を行っているところでございます。協議会は未設置の状態ですが、児童虐待に関する案件については現場調査の上、庁舎内関係部署を初め、外部関係機関との打ち合わせを行い情報の共有と対策に努めてまいります。8月23日にも中央児童相談所、町内小中学校、関係各課の担当者出席のもと幼児虐待防止事例検討会を開催し、継続事案ではありましたが、情報の共有を図りながら支援の

検討を行いました。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 森さん、再質問はありますか。許します。

○10番（森 淑子君） 現在、待機児童は何人ぐらいいるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 9月1日現在では17人となっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 年齢など、どこの保育所が何人かもう少し詳しくお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 17名の内訳でございますが、9月1日からご希望がある方が新たに4名ふえましたので、合わせまして17名なんですが、施設別に申し上げますと船岡保育所が、済みません、まずは槻木保育所が5人、西船迫保育所が（「年齢もお願いします」の声あり）8人、年齢は、ゼロ歳が船岡保育所が12名でございまして、次に、1歳が5名でございまして、2歳が3名、4名でございまして、4歳が2名でございます。

次に、槻木保育所では、すべてゼロ歳のお子様です。西船迫保育所ではゼロ歳が3人、1歳お一人、2歳がお一人、3歳が3名という数字になってございます。

○議長（我妻弘国君） ちょっと済みません。子ども家庭課長。数字が全然合わないんだけど。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 大変申しわけございません。ちょっと私、表の見方を間違えました。済みません。というのは、今もう入っている方もここに、表にありましたので、大変申しわけない。

17名でございまして、大変済みません。もう一度申し上げます。

船岡保育所は10人です、済みません。10人でございまして、ゼロ歳が5人でございます。

済みません、大変申しわけないです。ゼロ歳が6人になるかと思えます。次に、1歳が2人、1歳が2人になっています。それで、3歳、済みません、飛びますけれども、3歳が1人ですね。2歳が1人で4歳がお一人と。

○議長（我妻弘国君） それでは暫時休憩。

午後 1時38分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 大変申しわけございませんでした。申し上げます。

全体、3保育所では17名でございまして、船岡保育所で10名。その内訳がゼロ歳が5名、1歳が2名、2歳が1名、3歳が1名、4歳が1名、合計10名。

槻木保育所はゼロ歳のみで3名。西船迫保育所が4名でございまして、内訳はゼロ歳が1名、1歳が1名、3歳が2名の合計4名というふうになってございます。大変申しわけございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 済みません、今ちょっと聞き漏らしたんですが、船迫なんですが、ゼロ歳は何人でした。（「1人です」の声あり）

○議長（我妻弘国君） 西船迫、はい。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 西船迫保育所はゼロ歳が1名でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） そうしますと今まで船岡、柴田町では5歳児のみ残れたわけですね。

これを見ますと、4歳、5歳は、5歳は別としましても4歳はかなり余裕があるように見えるんですが、あと3歳もですね。その辺はどうなんでしょうか。余裕があるけれども退所していただいているわけでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今申し上げましたのは待機児童数でございまして、育児休業を取得されたお母さん、保護者の子供さんの数ではございませんので。（「それはわかるんですけれども」の声あり）

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） それでは、その育児休業になった場合に退所しなければならないという規定はどこか町の条例なり規則なりに載っているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 保育所に入る要件の中に、保育に欠ける子供さんが保育所に入所できる、それから、育児休業自体は保育に欠ける要件というふうにはなっていないんですね。育児休業では。出産等、妊娠等については保育に欠けるという対象になっているんですけれども、育児休業はそもそも子供さんを育てるための、子育てをするためのお

休みというふうな取り扱いになっておりますので、育児休業期間中は保育に欠けるというふうにはなっていない。これは柴田町だけではございません。児童福祉法上にそのような規定になってございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 柴田町だけではないということなので、何か所かの保育所条例調べてみたんですが、やはり条例に書かれている文言は皆同じですね。妊娠中であるかまたは出産後間がないことと書いてありますが、柴田町ではその間というのをどのぐらいの期間ととらえているかもう一度伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 産前の、産後の期間でございまして。産後休暇の期間でございまして。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 日数としては書かれていませんよね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 産前産後の休暇の取得期間というのは決まっておりますよね。その内容で取り扱うものになっています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 同じ内容の条例が仙南の町はどこの町も市もあつたので、どういう、育児休業中、よそではどのようにしているか調べてみました。大河原町なんです、上の子が4歳、5歳はそのまま入所していただけるんですね。3歳以下は退所ということでした。それから、仙台市です。仙台市は下の子が生まれても1歳になるまで上の子供の継続入所を認めています。生まれた子がもし待機児童になった場合には1年6カ月までは継続入所できます。岩沼市も仙台市と同じ取り扱いということです。名取市です。名取市も4歳、5歳は継続、3歳までは申し込みをして認められれば1年間はそのままいられる。やはり同じように赤ちゃんが待機になった場合は1歳6カ月まで、1年6カ月間いられるということです。白石市もそうなんですよね。白石市も子供にとって保育所は生活の一部なので、環境が変わりすぎるのはよくないと。あと、親にとっても育休中の不安解消のためにそのまま継続入所できるということでしたが、柴田町が法律にのっとっているということであれば、ほかの今挙げた市や町は法律にのっとらないということになるんですけれども、いかがでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今のご質問にお答え申し上げます。平成14年2月22日発の厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知というのがございまして、育児休業に伴う入所の取り扱いについてという通知がございます。これに基づいてそれぞれに多くの市町村が対応しているわけなんです、内容は育児休業は、具体的に申し上げますと、保護者が育児休業をとることになった場合に休業開始前に既に保育所へ入所していた児童については、下記に掲げる場合等、児童福祉の観点から必要があると認める場合には地域における保育の実情を踏まえた上で継続入所の取り扱いをしても差し支えないものである。先ほど町長が答弁の中で申し上げたのがこのことでございます。

これで、示されているのが、1点目としましては次年度に小学校へ就学を控えているなど入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合は、継続入所は差し支えないとするよという通知ですね。二つ目が、当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合ということで、継続入所の取り扱いに差し支えない。なお、この場合であっても入所児童の家庭の状況等について毎年事実の確認を行い、入所に関し公平な状況を保ち地域としての適切な保育の実施に留意されたいという通知でございます。

それで、今ご質問にありました他市町の例として白石市とか岩沼市とか仙台市をお挙げいただきましたが、そちらの内容では二つ目の当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料されるという判断に基づいた対応なのかなと受け取っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 柴田町の場合はよその今例に挙げた市町とは状況が違うということということで退所してもらっているわけですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 先ほど町長が答弁の中で申し上げましたように、これからはその継続入所については検討させていただくということで、答弁させていただきましたが、これまでのことにつきましては、保育に欠ける要件ではないという規定上がございましたので、待機児童があるという中で先ほど申し上げた中のように入所に当たっての公平性の確保という点からこれまでは育児休業をとられた保護者の、子供さん、入所の児童につきましては退所をいただいているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） これから検討するという事なんです、別にこれはお金がかかるこ

とではないですね。検討期間というのはどのくらいを考えているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） どれくらいといいますか、今ご質問にもありましたように私どもの方も全国的な取り扱いの流れとか対応の仕方とか近隣の市町村の団体の取り扱いの方も確認をさせていただきました。柴田町と同じような対応をしているのは、角田市は今もそのような形で対応しているわけなんです、今後は今平成23年度ですので、来年度、遅くとも再来年度ぐらいには対応できるように進めていけるかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 随分気の長い話だなというふうに思います。困っている人は今現在困っているわけですね。今育児休業中の方が子供をどうしようか仕事をやめようか、それともよその岩沼市や仙台市に引っ越そうかと迷っているわけですね。もう育児休業が終わったら、子供がもしそのまま入所できなければ退職を余儀なくされるという方もいまして、実は先日もお嫁さんが退職したんだ、そういう事情で退職したんだという方にお会いしたばかりです。女性の働き方が、日本の女性の働き方がM字型ということは、課長はよく御存じだと思うんです。子供が生まれたために一度退職する。何年かたって、2年なり3年なりまた小学校に入ってから再就職しようとする正規の仕事はまずないと思って間違いないですね。その場合にはパートとかアルバイトとかになってしまいます。もちろん収入が大幅に、正規で働いたときとは違いますし年金もつかない、社会保険もない、国民健康保険になるということで女性の一生にとってはすごく大きな問題なんです。その辺をもうちょっと考えて対応していただきたいと思うんです。先ほど待機児童の数、伺いましたけれども、今すぐ対処できる数字じゃないかなと思うんです。本当に、ゼロ歳児がほとんどですね。

一つお伺いします。柴田町の場合は平均して待機は何カ月ぐらいになりますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 柴田町が今待機児童が、先ほど申しあげました9月1日時点では17名の数になるわけなんですけれども、全体で、これまでは育児休業取得された保護者の方の入所児童は退所いただいております。その退所した月に、翌月から待機児童の方が入れるように毎月、それは育児休業で退所するだけではないですけれども、今まで通所していた子供さんが転出とかまたは保育所を退所するというようなケースがありますの

で、それは毎月3保育所の打ち合わせをしまして次に待機児童の数を減らすために対応をさせていただく。そして調整をしまして、いろいろご希望はあるんですけども、そのご希望のとおり保育所は入所がままならない場合もありますが、例えばこちらの保育所でしたらその年齢児の子供さんがすぐに来月から入所できますというようなご案内も申し上げまして、毎月見直しして受け入れをしているという状況でございます。ですから、退所、例えば今回のご質問にあります育児休業で退所していただく子供さんの枠をそのままあけっ放しにしておくということではないんですよ。そういうことではなくて取り扱っているという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） どうも住民の方が、本当に先ほども言いましたけれども、どういうことに困っているかということの把握ができていないような気がするんですね。順次あいたところに入れていくということですけども、その間、決まるまでは休業中の方はすごく不安に思って子育てをしているわけですね。赤ちゃんを育てているわけですよ。仙台市では今待機児童数は498人いるんですね。でも今入っている人を優先してやっているということです。宮城県の方にも聞いてみたんですね。県の考えはどうだろうかということで。そうしたら、県としては町に指導はできない。でも子供にとって最善のことをしてもらいたいと願っている。そういうことを市町村にはお願いしたいと言っていました。このことについて町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これまでの取り扱いが急激に変わるものですから、子ども家庭課と事務的にこの議会のためにいろいろ話し合いを行いましたし、保育所の所長先生方にも若干私自身が聞き取りなんかやりました。私も頭から保育に欠ける子供が産後8週間、それだけだと思っていて例外はないんだろうというふうに思っておりました。ですから、育児休業は頭から保育に欠けないというふうに思っていた嫌いがありましたんですが、調べさせてみましたら、仙台市でもほかの町でも実際やっているということなので、これは法律に違反することではないなというふうに思いました。ですから、待機児童も3歳以上はこうやってみると4人しかいませんので、恐らく今この制度を導入しても問題はないんじゃないかなと。これは私自身が思っているものですから、現場によく聞いて現場の方で、この4人がその分待たなければなりませんけれども、今回退所する人が出てくればその方については今年度からの対応も可能なんではないかなと今思っているところであります。仙台

市に合わせまして1歳になるまでは育児休業については柴田町も同じレベルで行っても差し支えないのではないかというふうに思っています。特に、現場の意見も聞かなければなりませんので、調整した上でいつ導入するかは今年度するか、遅くとも来年度からはさせていたきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 育児休業中の場合でも休業している方には、育児休業基本給付金というのと育児休業者職場復帰給付金という手当がつくんですね。そのお金には社会保険料も所得税も免除されることになっていまして、国の方の制度はどんどん整ってきているんですね。ですから、せっかく働いて子供を育てながら仕事も続けていこうというお母さんたちをぜひ支援したいという気持ちになってお仕事していただきたいなと思っております、よろしくをお願いします。なるべく早く、できるだけ早く実施できるようにお願いします。

次の、要保護児童の支援の方に行きたいんですけども、今町が抱えている虐待の件数というのはどのくらいありますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 大変お待たせいたしました。これまでに平成23年度での電話等の連絡等、対応しているのが6件でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 今、平成23年度になって新しく発生した件数が6件ということですね。そうすると今までの分はどうなっていますか。終結したものと継続しているものとありますが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ただいまの件数につきましては継続というものも含めまして6件ということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 担当の職員は何人でしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 兼務でございますが、2名でございます。専門担当といたしますか、分掌所管上は、事務所管上は2名で対応してきております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

- 10番（森 淑子君） その方たちは、専門職でしょうか、行政職でしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 行政職でございます。
- 10番（森 淑子君） そうしますと、2年か3年で次々と異動があって人がかわるということですね。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 異動があればかわっていくということになります。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 10番（森 淑子君） 子ども家庭課で担当している困り事相談ですか、DVの場合とか子供の虐待とか幾つかあると思うんですけども、その辺どういう問題が入ってくるのか教えてください。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 例えば児童虐待の方でいいますと、隣、ご近所の方からの電話での連絡等ですね。例えば声がするとか、どなり声がする、大きな声がするんです。子供さんの泣き声が聞こえますというようなことの連絡ですね。あと、例えばもう一つは学校の方からの連絡もありまして、これはケース検討会というのを関係者で開くわけですので、情報の共有ということで、学校の方から、例えば衣服の毎日着用してくる洋服が毎回同じようなもので、お風呂に入っているような感じがしないねというような内容の場合とかもございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 10番（森 淑子君） そのような場合、町としての対応は、順序をお聞かせください。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 子ども家庭課の方にその情報が入った場合はまず今回の現行制度上は、仕組み上は、その児童虐待の連絡を受けたところが、例えばそれが役場だったりあとは県の子ども総合センターだったり、児童相談所だったり、あとは警察だったりいろいろあるわけなんですけど、そこが第一報を受けたところがまず現場の確認をするというような体制になっております。ですから、町の、我々の方でその連絡を受けましたら、まずその現場に行ってみてくる。行くと同時にそれぞれの関係機関に連絡をした上でうちの方で取り扱ったものについてはまず現場の確認に伺うというふうなことになっております。その後に先ほど、今申し上げました関係機関との検討会に移っていく、移る必要があ

るものについてはそういう段取りで進んでいくということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 地域協議会が一応、まだ動いてはいないけれども立ち上がったということですが、今までとはどのようなところでどのように違って来るのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 根本的には今まで例えばネットワーク協議会というのございましたんですが、それと大きく変わるところというのは法で規定がされているという部分が出てきまして、守秘義務と情報提供、組織の構成上の2会制と申しますか、代表者で組織する会議と実務者レベルで組織する階層をつくるというような組織の内容がございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 町での対応は変わりますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 町では先ほども申したように町が受けたとき、今までは町が受けたときには警察なりあとは児童相談所なり県なりですね、そういうところに連絡するだけでよろしかったんですが、これが町が直接内容を確認して、主体的に関係機関との連絡をとってその対応を進めるということが加わったということに認識しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 協議会のメンバーですね、もう少し詳しくお願いしたいんですけども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 協議会のメンバーは、宮城県の中央児童相談所の方から1名と、仙南保健福祉事務所から、あとは大河原警察署から、それと仙台法務局大河原支局、柴田町医師団ですね、あと柴田歯会ですね。あと民生児童委員協議会からということで、あと社会福祉協議会と、あとは町の教育総務課、そして子ども家庭課というような形で構成をするようになっていきます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 今まで町の行政職の職員が少人数でいろいろなケースを扱っているということだったので、とても心配していたんですね。特に、課をまたがる場合がありますよね。保健師なんかも入る必要があるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょ

うか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今説明が足らなかったんですけども、実務者会の構成する中にただいまの申しましたものと含めまして健康推進課、保健師さんの参加もいただくというふうになってございます。合わせて小学校、中学校、幼稚園等の組織の代表の方にも参加いただくという組織立てになってございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 協議会ができるということで、少しは安心したという部分はあるんですけども、その前の段階ですね。協議会にかけるということはかなり大きな問題になってからではないかなと思うんですが、その前の段階で角田市とか丸森町では家庭相談員という人を置いているんですけども、柴田町ではそういう立場の人を置くような考えはないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 実は、これは子ども家庭課だけではないんですが、柴田町の職員が定員適正化計画のもとに乗って対応することになっている中で、それぞれが職員が削減されるという中ではやはりそういう専門職の、臨時職といいますか、任用したいなという考えは担当としては持っておりますが、それに合わせてといいますか、それになったのは仙南保健福祉事務所の方でもやはりそういう児童虐待とか専門の職員を任用して、これは臨時職員ですけども、任用して対応すると。案件が今後いろいろ実際の児童虐待と判定するに至らない案件でありましても、先ほど申し上げました電話での連絡とか、そういうことでは件数的にはふえているんですね。そうしますと、そのたびに現場へ行って確認をしなくてならないという、これが定められておりますので、そういう対応も求められている中ではそれも今後検討させていただければなというふうに考えているところで

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） それも検討ということでは、担当課としては希望しているということなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 済みません、まだ正式に予算上とかそういうことでの提案はしていませんので、これはこれから要望して検討していきたいなと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 専門教育を受けていない職員が1人、2人で幾つものいろんな案件を扱うというのはすごく大変なことなんだと思うんです。ですから、1人でそういう問題を抱え込まないで専門家にいろいろ意見を聞くということは、今度協議会ができたということでかなり助かるのではないかと思うんです。いろんな問題が、離婚問題とかDVとか教育の問題とかいろんなものがかかわり合って虐待にしろつながり合って出てくるわけですよ。ですから、今までの体制でいいのではなくてその縦割りの関係を崩して、同じ立場で平らなところでいろんな職種の人が話し合うということはすごくいいことだと思います。まだ、立ち上がったばかりで何とも言いようがないんですけれども、ぜひ、柴田町の場合人口4万人も抱えています。先ほど6件、平成23年で6件ということでしたけれども、潜在的な問題というのは多分たくさんあるのではないかと思うんです。この何倍かはあると思って間違いないと思うんですけれども、ぜひ今度できた組織を有効に使っていただいて、住みやすい安心していただける幸せな子供たちが育っていける町にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。

ただいまから休憩いたします。

14時25分再開といたします。

午後 2時09分 休 憩

午後 2時25分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番安部俊三君、直ちに質問席において質問してください。

〔5番 安部俊三君 登壇〕

○5番（安部俊三君） 5番、安部俊三です。大綱1問について質問いたします。

ジェネリック医薬品の普及促進について

医療費負担を節減するため、新薬の特許が切れた後に、製造発売されるジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進が図られております。

このことに関しては、平成23年第1回大河原町外1市2町保健医療組合議会定例会でも一

般質問で「ジェネリック医薬品使用事業について」として取り上げられた経緯があります。

かけがえのない国民皆保険制度の維持にも寄与するという意味合いから、国も積極的に使用促進を進めてきているが、市場におけるジェネリック医薬品のシェアから見てもアメリカ89%、カナダ79%、ドイツ74%、イギリス69%などと比較すると日本は24%と低く、余り芳しい状況とはいえません。

素人考えであることは否めませんが、ジェネリック医薬品の品質、有効性、安全性については、新薬との同等性に関する厳格な審査を経て、厚生労働省から承認を与えられており、その審査基準は世界の公的機関（WHO等）と同レベルであるということであれば、もっと使用率が高くてもよいと考えます。

そこでお伺いいたします。

1) 町として、ジェネリック医薬品の普及促進についてどのような考えでいるのか。

2) 町内におけるジェネリック医薬品の使用実態を把握しているのか。またみやぎ県南中核病院の使用実態もあわせてお伺いします。

3) 町では、医師や薬剤師などにジェネリック医薬品の普及促進について申し入れするなどしたことがあるのかどうか。

4) 今後、ジェネリック医薬品の普及促進に関するPRをする考えはあるかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 安部俊三議員のジェネリック医薬品の普及促進について、4点ございました。

1点目。ジェネリック医薬品については先発医薬品の特許期限が過ぎた後に製造販売される薬で、先発医薬品に比べコストが抑えられ、同じ成分で価格が安く薬代が節約できるということで、現在厚生労働省主体で普及が進められております。

厚生労働省によりますと、日本の普及率は20%程度になっていますが、平成24年度までに30%以上を目標としているところです。町としましては、患者負担の軽減、医療保険財政の安定のために普及促進への取り組みは必要なことと認識しているところでございます。

2点目。町内におけるジェネリック医薬品の使用実態についてのデータは残念ながらございません。また、すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品があるわけではございませんが、みやぎ県南中核病院では採用に関して薬事審議委員会において十分審議の上決定し

ており、本年8月現在すべての医薬品に占めるジェネリック医薬品の採用割合は6.8%となっております。

3点目。現在宮城県では医療関係者や流通業者、消費者代表者等で構成する後発医薬品安心使用促進協議会を設置しています。医師会や薬剤師会に普及促進のための働きかけを行っております。町としましても柴田町医師団や柴田歯会、薬剤師の方々に相談を申しあげていきます。

4点目。町内の医療機関や調剤薬局等においてはジェネリック医薬品に関するポスターが張られているのを見受けられます。また、最近ではテレビコマーシャル等を通じて目にする機会もふえ認知度が徐々に浸透してきております。しかし、一方では品質や安定供給体制を懸念し、慎重に対応する医師が少なくないなどの課題も上げられています。薬は直接生命にかかわることですので、専門家である医療機関等との情報交換を進めながら取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 安部俊三君、再質問ありますか。許します。

○5番（安部俊三君） 相対的に再質問をしていきたいと思えます。

まず、今までに町としてジェネリック医薬品の普及促進などの手だてを行ってきたと思いますが、具体的にどのようなことがあったのかお教えしていただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 平成20年7月に国保の関係で全戸配布のチラシを配布しております。その後特になくて、現在のところ国保の窓口で国保の小さなパンフレットがあるんですけども、その中にジェネリック医薬品の1行が入っていると、それから後期高齢者医療制度のパンフレットに希望者カードがついていると、2枚ついているんですけども、現在そのような状況になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） 先ほど町長の答弁でもありましたけれども、厚生労働省では医療費の適正化を図るため平成24年度までジェネリック医薬品の数量シェアを30%以上にするという目標が掲げられています。国、宮城県などからこの目標達成のため近日通達とか促進する手だてなどの動きがあったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 国からの指導としては、実は平成19年10月15日に後発医薬品

の安心使用促進プログラムというのを公表していきまして、その中で製薬メーカー、それから県の方の指導をしております。県の方では、それを受けて宮城県後発医薬品安心使用促進協議会というのを設けまして、最近では昨年、12月に薬局を対象としたアンケート調査、それからことし1月には大河原合同庁舎の方で薬剤師の方を対象にシンポジウムを開催しています。このほかに、町の方にはということでは、特に指導とかそういうものは現在ない状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） 次に、本町における国民健康保険における1人当たりの医療費は幾らになっているのでしょうか。わかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 経過で申し上げますと、平成18年からデータがあるものから、国保の保険給付、1人当たりの額を申し上げます。平成18年度が22万5,000円、平成19年度が23万6,000円、平成20年度が25万1,000円、平成21年度が25万5,000円、平成22年度が26万円となっております、伸び率毎年1%から7%の間で年々上昇している状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） それに関連しまして国民健康保険における総医療費のうち薬剤費の占める割合はどの程度になっているのか。もし、金額までわかるのであればお教えいただきたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 平成20年度からなんですけれども、占める割合だけ申し上げます。医療費の中の薬剤費の占める割合でございます。平成20年度が19%、平成21年度が21%、平成22年度が21%で最近は薬剤費の方も伸びています。ただ、その前は一たん薬剤費が全国的には下がった状況がございまして、最近になって薬剤費の方も伸びているという現状でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） ちょっと難しいかもわかりませんが、本町におけるその中でジェネリック医薬品の普及率というのはどの程度になっているか、統計的なこととか分析はしていらっしゃるのでしょうか。わかれば教えてください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 町の方ではレセプトで知るほかないんですけども、そのデータの中では、医薬品名でこれがジェネリック、これが先発の医薬品だというのが区分できなくてデータの持ち合わせていないので、この普及的な数字についてはわかっておりません。今回、県とか国保連合会の方にも問い合わせしてみたんですけども、そちらの方でも先発医薬品と後発医薬品の区分はしていないということで、わからないと。国だけは数字がありまして、この国の方も多分シミュレーションしたんだと思うんですけども、全国のレセプトの中で何かの操作で打ち出したと思うんですけども、ジェネリックの部分を、薬品名を何かとらえてつくったデータでは平成22年度では全国が22.4%になっております。宮城県は24.3%でございます。そうしますと、宮城県は全国平均よりは高いと。それから参考までに一番最低のところは秋田県で17.8%、それから沖縄県が一番高くて高いところでは35.9%、こういうふうな大きな開きがある状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） ジェネリック医薬品の活用について大変微妙なところあると思いますけれども、ジェネリック医薬品の課題、リスクとか懸念すべき点といった面についてはどのように受けとめているのかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） これは全国的に言われていることなんですけれども、大きくは三つありまして、一つは品質の問題、これは医師、薬剤師の方からの話ということなんですけれども、効果が薄い場合がある、それから副作用がある場合があるという部分で医師側の方の一つの問題点としてあります。それから供給体制で、安定供給がされていないと。品切れがあったり納品が遅かったりという、そういう安定供給面があります。それから情報提供ということで、製薬メーカーが使うところにいるいろいろな情報提供するんですね。特に、先発の医薬品については情報は物すごくされているんですけども、後発医薬品については全然されていないというような実態があるらしくて、その薬をどういう状況で使えるか確認がしにくいといいますか、医師の方も診断するとき、判断するとき、薬剤師の方もそういうことが、全国的にこの三つが特に問題点として上げられております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） 質問が重複するかもわかりませんが、回答も重複することもあるかと思いますが、日本ではこれまで欧米諸国に比べますとジェネリック医薬品の普及が進んでいなかったということをよく、私自身は聞きますけれども、どういう理由から、

どういう事情によってなんでしょうか。お教えいただければ。

○議長（我妻弘国君） 把握していますか。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） これについては先ほど申し上げました三つの理由が、医師側の方ですか、それから薬剤師側の方に不信感といいますか、そういうのがあってそれが改善されなければなかなか普及がいかないということで、ですから先ほど申し上げました国の方で平成19年に使用促進プログラムを出していますね。それはそういうことで、促進のために製薬メーカーにそういう改善を働きかけたり、もちろん国自身がいろんな品質向上とか、品質のチェック体制を十分したり苦情体制を持ったり、そういうことで、努力していますが、そういうことが主な理由になるかと思えます。

もう一つは、使う側、早く言えば患者さんの方までのPRが少ないのかなという部分もあるんじゃないかなというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） 今お答えしていただいて大体のことはわかったんですけども、ジェネリック医薬品、先ほどの数字的にも徐々に使用が広がってきているというふうに思います。それは、何かしら理由があると思います。今までも答弁していただいたようなことでも大体わかるんですけども、病院や診療所を受診し、薬を処方してもらう町民にとっては基本的なことですけども、どんなメリットが考えられるのかお伺いしておきたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 町民、患者さんということで考えますと、一番は個人負担といますか、窓口の負担があるわけなんですけれども、それが大幅に軽減されるといいますか、そういうことがあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） それでは、ジェネリック医薬品の今後の方向性はどのように考えているのか。町として、そういったようなのはどういう思いを持っているのかお教えいただければ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 一つは、保険者としての町の部分では、先ほども申し上げましたように薬剤費の経費が軽減できるということで、国保の健全運営に向けての取り組みができるということで、まずそういうもとで考えています。それで、今後の方向としてはジェネリック医薬品を医師、それから薬剤師さんと意見交換をしながらお互いに情報交換をした

上で、納得の上といたしますか、了解の上に普及の方を進めていきたいというふうに考えています。普及としては一般的に、広報ですとかチラシですとか、それからジェネリック医薬品の希望カードというのも配布も考えていきたいと、さらにことしは国保連合会の方で差額通知というのを考えているんです。差額通知。これは、医療通知ありますね。あなたの医療費がこれくらいかかりましたという通知があると思うんですけれども、ああいうものの中に、ジェネリック医薬品に切りかえますとこれくらい安くなるでしょうということらしいんです。まだ詳細は出ていないんですけれども、今年度中にスタートできるような体制というように聞いておりますので、この辺のこともやっていきたいと思います。ただ、いずれにしても町内の診療所の医師の皆さんとか、柴田町医師団とか薬剤師会の皆さんと情報交換を特にしまして、その上で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） 最後に、今柴田町の課題的なこともお話しいただいたんですけれども、もう一度本町にとってジェネリックの普及促進に関して課題と思われること、PRの不足とかそういったこと、今お話伺ったんですけれども、そのほかに出前講座とかそういったようなことは考えられないのかどうかお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 先ほど申し上げましたように、医師薬剤師の皆さんのご了解をいただきながら、その上でいろんな各種出前講座もありますけれども、出前講座のほかに町の方でいろんな健診の場面とかそういう場面たくさんありますので、健康を推進する場面がありますので、そういうときも使いながら住民の方にPRをよくしていきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問。

○5番（安部俊三君） 終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて、5番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

次に、2番佐々木裕子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔2番 佐々木裕子君 登壇〕

○2番（佐々木裕子君） 2番佐々木裕子、大綱2問質問させていただきます。

大震災などによる町道側溝等の整備進行状況は。

1) 柴田町は大震災後、被害状況の把握や災害復旧に向けた国や県への災害申請など、総力を挙げ取り組んできており、その結果都市建設課では95%、上下水道課85%と、これまで

にない高い査定結果となったことにより町の負担が軽減されました。今後も査定対象となる箇所はたくさんあると思いますが、少しでも町の負担が軽くなるよう努めていただくことを願います。

柴田町では、この震災による土木施設の被害箇所は269カ所ですが、これまでの国の査定の内容と残りの分の査定は、いつごろになるか伺います。

2) 町は、平成23年度「美しい都市空間の整備一歩いて楽しい魅力的な町一」と掲げ、道路改良工事として町道四日市場1号線や富沢16号線、上名生3号線など通勤、通学、物流路の整備を実施するといたしました。

現在、整備が進められている町道四日市場1号線は、通学途中に水路へ転落する事故が起きており、通学路や生活路において事故が発生している箇所はほかにもまだあるものと思います。

災害復興の中ではありますが、町はそういう危険箇所についてはどれだけ把握し、また整備はどのようにお考えになっているかご答弁願います。

3) 町道上名生3号線は工業団地内にあり、企業の出入り口となっています。一部整備が行われまだ整備の続いている箇所もありますが、メインとなる線路沿いにつきましてはどのような整備を考えているかお伺いいたします。

大綱2問目、**議会車を廃止し、災害専用車購入の検討を。**

町は以前、公用車である町長専用車をエコの観点からハイブリッド自動車プリウスにかえています。

今回の災害経験をもとに、現在公用車として使用の少ない議会車を廃止し、災害専用車にかえることを検討してはいかがでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員、大綱2点ございました。

まず第1点目、大震災などの町道側溝等の整備状況でございます。3点ございます。

1点目。道路災害の国の査定は5月17日の第2次査定から開始し、直近の8月24日の第14次査定まで合計10回を数えております。その内容は箇所数で48カ所、延長は9,400メートル、査定額が3億7,580万円でございます。国庫補助金が2億5,012万5,000円、補助率は0.667%に達するものでございます。申請件数、申請総数66カ所を予定しておりますので、残りの18カ所を3回に分けて受けますが、最終回は18次査定が9月26日の週に予定され

ております。

2点目。危険箇所でございます。現在整備中の町道四日市場1号線は、幅2メートル、深さ1メートルと大きな水路であります。四日市場地区の水田への用水供給機能を有するものでほかには船岡七作地区、東神山前地区、下名生剣水地区に同様な水路があります。いずれも、農地が点在し住宅が進行している地域で、農業用排水路の機能をあわせ持つ普通の大きさの土水路であり、特に危険があるとは受けとめてはおりませんが、道路幅員が狭いなどから側溝化の上の改良要望が高い路線でございます。これまでこのような水路の改良工事は用悪水路改良事業や交通安全対策事業、また都市下水路整備事業などで取り組んでまいりました。船岡市街地の都市下水路や三名生・新田下水路、槻木地区の南浦排水路などが該当いたします。近年では、平成21年度地域活性化・経済危機対策事業で上名生21、26号線、公共投資臨時交付金事業で町道上名生30号線などを整備いたしました。

今後の整備計画であります。当面は優先順位の高いところから一般町道改修事業で取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目。町道上名生3号線ですね。今工事が進んでおりますが、平成22年度から地域活力基盤創造交付金事業で舗装改築事業を着手しました。全体延長770メートル、総事業費1億800万円を3カ年で進めるもので、平成22年度は追加補正を加えて工事費3,850万円、延長230メートルを繰り越し事業でリコーロジスティック株式会社まで終わりました。進捗率は30%ということになります。

お尋ねのJR沿いは、車道幅員7メートルの舗装改築と株式会社東北電子エンジニアリング工場側に幅員2メートルの歩道もあわせて整備を行うもので、平成23年度は柴田球場東側のT字路まで、最終年度の平成24年度は終点である柴田総合運動場西側のT字路まで整備する計画でございます。この事業により幹線道としての物流や通勤者の快適な走行と歩行者の安全確保など交通環境の充実を図るものです。

大綱2点目。議会車は、議長や議員が出席する会議への送迎や町来訪者、賓客の送迎に使用しています。平成22年度の使用回数は63回で他の公用車より少ないものの、役割を十分に果たしています。購入して17年経過していますが、もうしばらくは使用したいと考えております。また、災害専用車としては防災パトロール車を総務課に1台配備しておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 佐々木裕子さん、再質問ありますか。どうぞ。

- 2番（佐々木裕子君） ただいまご答弁いただきました。
- それでは、道路関係の前に査定の方ですか。査定の方からお伺いいたします。
- これまで10回受けておりまして、あと3回に分けて受けるという話でしたけれども、回数は全部で何回受けられるのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。（「査定の回数」の声あり）査定ですね。都市建設課長。
- 都市建設課長（大久保政一君） 査定は1次から18次まで18回でございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 2番（佐々木裕子君） その査定を受けるに当たり、量とか枠とかそういう何か規定というものがございますらお話しいただきたいと思えます。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（大久保政一君） 量とかは関係なくて申請書類ができた箇所から申請を出すということになりまして、残りが18カ所、16次、17次が5カ所、5カ所の最終が18次で8カ所、トータルで18カ所、残りを予定しているということで、18回あるから割る18でなくて、できたところからどんどん申請、査定を行うという形で進めております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 2番（佐々木裕子君） ではその残っている整備の規模と申しますか、大体どれぐらいの規模になりますか。お答え願います。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（大久保政一君） まず先ほど48カ所で延長にして9,400メートルで査定額が3億7,580万円という話をしました。今回の定例会の方に、歳入の方でも補正をお願いしているんですけれども、トータル66カ所で5億8,280万円ほど査定額として、その66.7%でするので大体3億8,870万円、その歳入補助を予定しております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 2番（佐々木裕子君） それでは、この前に町長の答弁の中で……失礼いたしました。その査定が最終的に終わるのが9月24日ですけれども、その査定に今残っている分ですけれども、全部間に合いますか、申請するのに。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（大久保政一君） 最終的には査定額が5億8,280万円ほど、実は予定しております、14次までについては3億7,580万円の査定額が確定していますので、大体残り2

億円近くを18カ所で予定しております、きょう実は査定、16次分受けておりますけれども、先ほど聞きましたら査定額100%だということでオール100認められたんですけれども、最終的には国交省の方から査定官が来まして、立会官ということで、財務省からも立ち会いますので、町の体制とすれば支障ないようにきちっと残り18カ所、18次で完了したいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） ご苦労さまでございます。本当に査定までの期間があとわずかということなんですけれども、どうぞ職員の皆様の力を発揮いただきまして少しでも高い査定額となりますように頑張ってくださいと思います。

それでは、次に道路関係に移らせていただきます。

それでは、先ほど町長の答弁の中では、四日市場1号線と同じようなそういうところでは危険箇所はないというようなお答えをいただきました。ないということが一番住民にとってはうれしいことでございますけれども、私、側溝ですけれども、見てまいりました。何カ所か見てまいりまして、そこで事故が起きているところがございましてそこを検分させていただいてきましたので、そのことをご報告いたしますので、そのことを聞いていただければと思います。

槻木交番近くの信号一つ、交番前に信号がございまして。その信号から次の信号までの間の道路を左に曲がったところなんですけれども、そこが入口から6メートルぐらい側溝のふたがなくて道幅が狭いんですけれども、またアスファルトの舗装厚というのかな、舗装が何回も繰り返されているものですから、それで道路がすごく、道路と側溝の段差が30センチぐらいになっているところがあるんですね。そこで自転車とか車がよく脱輪、自転車の場合はタイヤが落ちたときには転んでしまうという事故になっておりますけれども、まだそんなに大げとかいうそういうけがではございませんので、まだいいんですけれども、脱輪もしょっちゅうあるということで、近所の方々がカラーコーンを置いたりいろいろ工夫はしているみたいなんです、それでもあとを絶たないということからちょっと困っているような状態のところは1カ所ございました。

それから、これはこれからまだ今暑い盛りですけれども冬になりますと8区集会所、それこそ町長の地元でございまして、丸油さんの信号を左に入りまして1本目を8区集会所の方に向かって歩く通りなんですけれども、そこは雪が降りますとやはり側溝というか下水の、ふたがかかっておりませんで、結構通学中の高校生が自転車で転倒するとか、小学

生も足を踏み外すなど、そういうことが実際に起こっております。私もその辺で聞かせていただきまして、そういうことが何回か起きています、また秋の季節には葉っぱとかそういうものが落ちて大変なんですよというような話でございました。そういうことは今まで町としては御存じでしたでしょうか。お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 年間そういう要望といいますか、苦情が大体四百五、六十件くらい実は来ております。うちら方では通し番号できちっと受け付けをして、車両センター含め職員現場にきちっと行って対応してそういう要望あった方と話をしながら修繕しますよ、ちょっと時間くださいよということで対応しています。今回の今議員さんお話になった2カ所については地元からもちょっと要望が上がっていないのではないかと、こう思います。当然、区長さんなんか知っていれば区長さんなんかを通じて連絡あるのが一般的なんですけれども、現場等詳細に教えてもらえれば、あと現場を確認して現況を確認したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それは、そういうところにつきましては町長が前に答弁なさっておりました、歩道のない一般道路については有蓋側とか側溝化による段差のない道路、敷地、段差のない道路敷地を有効利用させる道路整備を目指すとともに、側溝のふたのがたつきや不良箇所についても修繕を図りバリアフリー化に努めますという答弁がございましたので、どうぞ通学路や生活路の危険箇所などにつきましてはもう一度見直しをかけていただければと思います。

それでは、確認でございますけれども、以前質問をさせていただきました郵便局前通りの側溝整備について、大河原土木事務所の方とは何かご連絡とっていただけましたでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 大河原土木事務所の方には連絡をしております。あそこはたしか現場うちの水路でふたがけといいますか、かなり大きな穴といいますか、手がかりあるということで、マンションの入り口横断箇所ですね、あそこについてはきちっと直してもらいました。その前後はそのまになっています。当然向かい側もたしかそのままになっているかと思うんです。今後とも大河原土木事務所の方に通勤、通学の路線でもありますので、駅前にとということもありますので、要望してまいりたいと、このように思っております。

す。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それではもう1問、船岡城址に上る、信号機の方から大河原の方からきまして信号機から三の丸に上る道路についてなんですけれども、一度見ていただいて検討いたしたいという大久保課長からの答弁をいただいておりますが、見ていただけましたでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 西住といいますか、大河原から来る信号機を右に曲がってということで船岡用水関係で、役場の前の歩道が、あそこは橋の関係でとまっているんですね。あそこに局部改良で入り口を直してしまして歩道自体を広げるわけには、実は用水がありますので、できません。途中まで歩道がありまして、ふたをかけて用水を横断して公園の敷地に入ってから斜めに盛り土をして中間といいますか一番下の方にタッチをさせれば何とかこちらから来る人が自然に上れるのではないかということで、今検討しております。現場の方はきちっと見させていただきました。用水がかなり古くて、その上でふただけちょっとかければいいのかなどという思いもありますし、当然役場の前の道路からばかりでなくて、大河原の方からも入ってくるんだらうと、こう思いますので、今その辺の精査をしているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） あそこができますと、公園をちょうど1周できるようになるんですね。そうすると安心して皆様楽しんで歩いていただいたり、これから連絡橋、さくら連絡橋ですか、そういうものがもしできるとすればそこにもつながりますし、やはり観光客の方にも安心して見ていただけるようなルートができると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、リコーの、リコー前というか線路際の道路になりますけれども、先ほど整備いただけるということで答弁をいただきましたので、あそこはスポーツ施設もありましてほかの他町村の方からも皆さん随分多くの方がおいでになっておりますし、企業においてもお客様を迎えるに当たり整備が望まれていたと思います。それで、その要望に町が今度はこたえるということで町の姿勢を見せることができることとなりますので、本当に早目、一日でも早い完成を目標に進めていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは次に、議会車を廃止して災害専用車購入の方に移らせていただきますが、まず先

ほどですと、今まで町長の答弁ですと結構利用回数もございまして、このままもう少し使っていきたいというお話でございました。買ってからの購入してから17年、私も1度だけ乗せていただいたことがあるんですけども、整備はかなり行き届いているのではないかなと思いました。町長がこのままもう少し使いたいという気持ちもわかりますけれども、維持するために経費もやはりかかりますよね。年間の経費はどのぐらいかかっているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 一番端的なのは燃費かと思うんですけども、6キロぐらい走っています。17年と町長の方から報告あったんですが、私としてはまだ17年というつもりで原稿書いたんですが、ただ議会車をなくすということについては町当局としては考えておりません。当然議会議長車の要素もありますし、他の賓客の要素もありますので、1台はやはりそういう車がないと町の運用上困る場面がいっぱいあるということで、議会車の廃止は考えておりません。ただ、次の車検、1年以上先なんですけれども、そのときについてはエコタイプの車がいいのかどうかについては検討はしたいと思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 年間、走ったキロ数はお聞きいたしましたけれども、どれだけの費用がかかっていますか。もう一度、済みません。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 手元に資料がないんですけども、今、後で報告いたしますが、大きくは車検代、もう一つは燃料費に保険の費用かと思えますけれども、特に大きくほかの車と比べて大きな費用がかかっているわけではございません。少し大きいので燃費が悪いというのが玉にきずというぐらいだと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 1リットル当たり6キロということでしたけれども、走行距離はどれくらいになっているかおわかりですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 17万3,000キロ走っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） わかりました。

公用車で使われる部分とそうでない部分とあると思うんですけども、公用車で使わない

部分はどういう方がどのようなときにお使いになられるか、お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 町に対するお客さんもありますが、多いのは町の医師、医師とい
いますか、委託をしている仙台とかの送迎、特に時間がなくて自分では来れないという場合
についてはこの車を利用させていただいております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） わかりました。今話を聞いていますと、まだちょっと残しておか
ななきゃいけないのかなという思いは私もありますね。

その車ですけれども、公用車がどうしても必要だというのであれば残すことは構いません
が、今回震災でライフラインがほとんど途切れまして無線機のみとなりまして、連絡に時
間がかかったということが起こっておりますね、実際。そういう中でほかのところでは、災
害専用車といいまして、いろいろな無線やそれからカメラですか、資材収納スペースがあっ
てリモートCCDカメラとか小型発電機などいろいろな整備がなされている車がございま
す。皆様もご存じだと思うんですけれども、そういうものを1台用意することをお考えには
なっておられませんでしょうか、町の方は。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 佐々木裕子議員のただいまの質問にお答えします。

今質問であったように災害についてはやはり災害対策車というものがありますし、災害特
殊車両というものもございます。主に、これの整備しているところは県警とかあるいは国土
交通省の河川関係ですか、それから消防署といったところが今整備を、やはり全国でかけて
いるんですが、それを市町村レベルで入れるというのはやはり取得費用が、高いので2億円
だそうです。一般の消防車両でも2,000万円ぐらいするんです。仙南広域にも当然そういつ
たもの、用意はされておられません。ほとんど政令都市、私が調べたところでは、政令都市だ
けにしかないようですね、市町村。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 今回のあの災害を受けまして、やはりそういうものがそんなに大き
な金額のものでもなくても用意すべきではないかなと思いましたが、ご質問させていただ
いたんですけれども、もうちょっと身近なものでもあると思いますけれども、その辺はどう
ですか。全然そういうものを取得、購入する考えはございませんか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 先ほども町長の答弁の方でお話ししたんですけれども、防災用パトロールということでそちらの方に無線機を車用の無線機をつけております。あとは住民の方々に危険を呼びかける広報用のスピーカー関係とか、そういうものを一式そろえております。それ以外にもたしか3台ほどそういった広報用に使える車がありまして、今回も災害の際にあいている公用車すべてを借り上げてそういった広報活動できるもの、無線機は携行用、携帯用の無線機を使って車で交信をやっていたという状況ですので、町全体の公用車を全部集めて有効に使えば何とかできるのかなと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） でも今いろいろついているそういうスピーカーとかお話しいただきましたけれども、救急用の担架とかそういうものをつけておけるような車はそこにございますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 担架までつけるような車はございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） では、そういう場面に遭遇したときにやはりそういうものも一そろいというんですか、一式そろえて車につけておくことが必要だと思うんですけれども、つけていることで、装備しておくことで、早目の対処ができるわけですから、そういうこともお考えになってみてはいかがかと思っておりますけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 必要に応じて、そういうことも必要かと思っておりますけれども、実は救急の担架、実際に過去に使ってみたところ、お一人の方を運ぶのに最低男の方が4人要るそうです。特に階段とか傾斜のところは斜めになっちゃうと落ちちゃったりしますので、危険性がより高くなるという話も聞いていますので、それは実情に応じて大きなワゴン車もありますので、担架が必要な場合はそちらで対応したいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 担架を使うのにそんなに人数が要るとは思いませんでしたけれども、担架と言わずなんかそういう緊急のことが起きた場合にはすぐ対処ができるような、今無線機スピーカーですね、それから現場で、今回阿武隈川の堤防ですか、あそこにひびが入っておりますけれども、ああいうものとかもすぐに情報が流せるようにカメラとかつける考

えはございませんか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 今回の震災でも反省といいますか、電気関係とかそういったものが、ライフラインが切れましたので、ビデオカメラということで記録用にはいいんでしょうけれども、それを持ってすぐ住民の皆様に情報を伝達するというのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、いろいろお聞きしたいですけれども、車購入にはなかなか難しいのかなと、そういうような町のお考えのようなので、これ以上聞いても、話は進まないのかなと思いますね。

○議長（我妻弘国君） 済みません、今財政課長が答弁漏れがあったそうです。お待ちください。

○財政課長（水戸敏見君） 年間の維持費の質問ありました。財政課が集中管理している車が15台ありまして、そのうち、上から2番目のかかりになっています。金額が53万6,000円。これは1年車検になった影響がかなり大きいです。最高が62万円。大体平均すると25万円から30万円くらいだと思うんですけれども、やはり高い維持費にはなっています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 今伺いいたしましたところ、年間それぐらいの金額でしたらまだ使えるうちは使った方がいいのかな。そんなふうにも思います。

ただ、今後まだ今余震なんかも続いておりますけれども、災害に向けてもしそういう車が少しでも安くなって手が届きそうな感じになってきた場合には、やはりそういうことも考えるべきだと思いますので、その辺のところ一度検討してみたいかなと思います。

私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） これにて、2番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

明日、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時23分 散会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年9月6日

議 長

署名議員 番

署名議員 番